

重点取組の名称	地域福祉計画等の推進	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	54,55	線表(課題整理シート)の掲載ページ	13
---------	------------	------------------	-------	-------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(O)	改善(A)		
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	
1四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>各市町村における策定作業イメージ</p> <p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>記載時期:四半期毎 記載内容:SWTHの視点で実施後の分析、検証結果</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果</p> <p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	<p>実施計画</p> <p>実施上の課題等</p> <p>実施計画に対する実績</p> <p>実施後の分析、検証</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>	<p>実施計画</p> <p>実施上の課題等</p> <p>実施計画に対する実績</p> <p>実施後の分析、検証</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>	<p>実施計画</p> <p>実施上の課題等</p> <p>実施計画に対する実績</p> <p>実施後の分析、検証</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>	<p>実施計画</p> <p>実施上の課題等</p> <p>実施計画に対する実績</p> <p>実施後の分析、検証</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>	<p>実施計画</p> <p>実施上の課題等</p> <p>実施計画に対する実績</p> <p>実施後の分析、検証</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>
2四半期	<p>(1)県・市町村における地域福祉ビジョンの共有 ◆地域包括支援ネットワークシステム研究会(6回/年間 6月~9月頃)</p> <p>(2)市町村等への計画(地域福祉アクションプラン)策定支援 ◆市町村の進捗に合わせたきめ細やかな支援(現状分析)</p> <p>◆地域福祉計画策定担当者研修会の開催 ◆福祉保健所と県社協の連携による地域アクションプラン策定に向けた支援と進捗管理 ◆地域福祉計画等三者ヒアリング ◆県社協による市町村社協支援 ◆県社協の助成金の活用(10万/1社協)</p>	<p>◆市町村等の計画に対する必要性の理解促進 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる現状把握などの情報整理と課題分析作業 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>(1)計画策定の必要性の理解促進 ◆市町村福祉・介護保険担当者説明会(4/20) ◆市町村首長訪問協議(4/20~5/27) ◆地域包括支援ネットワークシステム説明会(5/30) (2)市町村等への計画(アクションプラン)策定支援 ◆中土佐町の町で計画策定フォローアップ研修を実施(5/17・18) ◆地域福祉計画策定担当者研修会の開催(5/18)参加者 市町村:27市町村 45名 社協:24社協 27名 県:15名 県社協:2名 合計 89名 ◆地域支援戦略協議の開催(6/13~5/20) ◆地域福祉計画等三者ヒアリングの開催(6/8~6/14) ◆県社協市町村訪問(5月) 延べ訪問日数:24日 人数:72名 市町村数:33市町村 ◆県社協6ブロック市町村社協会長等意見交換会 6/3安芸 6/6中央東(南国・香美・吾南) 6/16中央東(嶺北) 6/29中央西 6/30高幡 7/8幡多</p>	<p>◆計画策定の必要性についての認識はほぼ各市町村で共有されているものの、今年度各市町村で策定することになっている他の計画との事務の兼ね合い等で進捗にはばつきがある。</p> <p>※ 第5期介護保険計画・高齢者保健福祉計画 第3期障害福祉計画</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる現状把握などの情報整理と課題分析作業 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>
3四半期	<p>(1)県・市町村における地域福祉ビジョンの共有 ◆地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催</p> <p>(2)市町村等への計画(アクションプラン)策定支援 ◆市町村の進捗に合わせたきめ細やかな支援(計画策定の取りまとめ)</p> <p>◆地域福祉計画策定担当者研修会の開催 ◆福祉保健所と県社協の連携による地域アクションプラン策定に向けた支援と進捗管理 ◆県社協の助成金の活用(10万/1社協)</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆計画策定の必要性についての認識はほぼ各市町村で共有されているものの、今年度各市町村で策定することになっている他の計画との事務の兼ね合い等で進捗にはばつきがある。</p> <p>※ 第5期介護保険計画・高齢者保健福祉計画 第3期障害福祉計画</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	
4四半期	<p>(1)県・市町村における地域福祉ビジョンの共有</p> <p>(2)市町村等への計画(アクションプラン)策定支援 ◆市町村の進捗に合わせたきめ細やかな支援(計画策定の取りまとめ)</p> <p>◆福祉保健所と県社協の連携による地域アクションプラン策定に向けた支援 ◆県社協の助成金の活用(10万/1社協) ◆市町村地域アクションプランの策定状況の把握</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆計画策定の必要性についての認識はほぼ各市町村で共有されているものの、今年度各市町村で策定することになっている他の計画との事務の兼ね合い等で進捗にはばつきがある。</p> <p>※ 第5期介護保険計画・高齢者保健福祉計画 第3期障害福祉計画</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	<p>◆地域福祉支援計画で示す地域福祉の取り組みの方向性について理解を深めることが必要。 ◆地域福祉の拠点 ◆地域包括支援ネットワークシステム ◆小地域単位の福祉活動 ◆高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障害福祉計画など法定計画の見直し策定にも活かせる地域アクションプランの策定 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり ◆高知県の実態にあったネットワークシステムの構築とイメージの共有</p>	

● 地域福祉計画・活動計画の策定状況 (見直し含)

<地域福祉計画>
策定済 6市町村
H23年度策定予定 22市町村

<地域福祉活動計画>
策定済:8社協
H23年度策定予定 22市町村

平成23年度 各福祉保健所管内市町村取組整理表(地域福祉アクションプラン)

市町村	地域福祉計画						地域福祉活動計画		
	計画策定状況	当初予算	事務局立上げ	策定委員会	現状把握	座談会等	計画まとめ	計画策定状況	事務局体制(市町村と共同)
高知市	H24年度							未定	未定
安芸市	策定済み(H18.11)第2期計画H23年度末		○					H23年度	○
安芸市	H23年度	○	○					H23年度	○
東洋町	H23年度							H23年度	△ 一体的な策定を予定
田野町	H24年度							H24年度	未定
奈半町	H23年度		○					H23年度	○
安田町	H23年度	○	○					H23年度	○
北川村	H23年度	○			○	○		H23年度	△ 一体的な策定を予定
馬路村	H23年度		○					H23年度	○
芸西村	H23年度	○	○		○	○		H23年度	○
南国市	H23年度	○	○		○	○		H23年度	○
香南市	H23~24年度		○		○			H23~24年度	○
香美市	H23~25年度							H23~25年度	△ 一体的な策定を予定
中央東(7)	策定済み(H19.3)第2期計画H23年度末		○					H23年度	○
大豊町	H23年度	○	○					H23年度	△ 一体的な策定を予定
土佐町	H23年度	○	○		○			策定済み(H19.3)第2期計画H23年度末	○
大川村	H23年度		○		○			H23年度	○
土佐市	未定							未定	未定
中央西(6)	H23年度末	○	○		○			H23年度末	○
仁淀川町	H24年度末							H24年度末	△ 一体的な策定を予定
佐川町	策定済み(H20.7)							策定済み(H20.7)	○
越知町	H24年度末							H24年度末	○
日高村	H23年度末	○	○					策定済み(H19.3)第2期計画H23年度末	○
須崎市	策定済み(H21.3)							策定済み(H21.3)	○
中土佐町	H23年度末	○	○		○			H23年度末	○
四万十町	H24年度末							H24年度末	△ 別々に策定済
津野町	H23年度末	○	○					H23年度末	○
構原町	策定済み(H16.3)							—	未定
四万十市	策定済み(H22.3)							策定済み(H23.3)	△ 別々に策定済
宿毛市	H23年度末	○						H23年度末	○
土佐清水市	策定済み(H19.4)第2期策定H23年度末	○	○					策定済み(H17.3)第2期策定H23年度末	○
大月町	H23年度末	○	○		○			H23年度末	○
黒潮町	H23年度末	○	○		○			H23年度末	○
三原村	H23年度末	○						H23年度末	○
17 19 1 12 4 0 策定済 8 023△7未定4									

● 県地域福祉支援計画(H23.3.31策定)概要

(1)新たな支え合いによる地域づくりの推進
①小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンター等)の活動の充実
②地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動
③小地域の福祉活動の推進

(2)安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
①地域包括支援ネットワークシステムの構築
②自治組織などによる相互扶助活動の普及

(3)福祉を支える担い手の育成
①福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり
②民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
③地域福祉活動を支える体制づくり

(4)利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上
①きめ細やかな相談支援の体制づくり
②適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり
③セーフティーネット機能の充実と強化

この他、地域福祉のビジョンづくりとして、市町村及び市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉計画・活動計画が一体的に策定され実践活動を推進していくための計画となるよう、計画策定の視点や高知型福祉を進めていくための取り組みについて明記した。

★ H23年度の取組のポイント

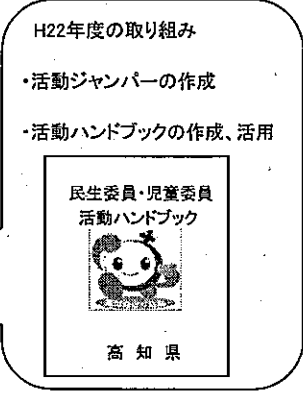
- ・地域福祉アクションプラン策定支援の体制強化(県社協に県から職員を2名派遣)
- ・地域福祉アクションプラン策定と実践活動の支援(県社協と福祉保健所と連携した支援)
- ・地域福祉計画研修会(講師:日本福祉大学 平野隆之教授)
- ・地域包括支援ネットワークシステム研修会及び研究会(講師:高知県立大学 小坂田稔教授)

あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を計画に位置付ける。

3四半期	あつたかの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆スキルアップ研修(9月～) ◆研修機会の情報提供依頼 高齢・障害・子ども等の研修予定をあつたかふれあいセンター等へ情報提供。実施の際には関係課より案内してもらうよう依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ◆活用してもらいやすい研修機会の提供(曜日、時間、場所等)の工夫が必要 			
	地域福祉の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆県ホームページでの各あつたかふれあいセンターの取り組みの紹介(順次更新) ◆各福祉保健所ごとに、管内のあつたかふれあいセンターの活動を関係機関や地域住民に紹介する機会をつくる 				
	事業継続の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆24年度以降のあつたかふれあいセンター等(地域福祉の拠点)継続についての県の考え方(財政面も含む)の方向性を示し、具体的な要綱等検討 ◆市町村説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村と連動した、地域ニーズに基づく支え合いの仕組みづくり ◆市町村が策定予定の地域福祉計画で、地域福祉の拠点として位置付ける ◆事業継続に向けた財源等検討 			
	国への制度提案	<ul style="list-style-type: none"> ◆国への制度提案 国(内閣府・厚生労働省)へ年間を通じ取り組み状況を踏まえ適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度化の実現 ◆提案に向け、人役・経費・機能等をより具体的に整理し、課題を分析したうえで、効果的な制度提案を行う 			
4四半期	あつたかの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修機会の情報提供依頼 高齢・障害・子ども等の研修予定をあつたかふれあいセンター等へ情報提供。実施の際には関係課より案内してもらうよう依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ◆活用してもらいやすい研修機会の提供(曜日、時間、場所等)の工夫が必要 			
	地域福祉の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆あつたかふれあいセンター推進協議会の開催(2月) 				
	事業継続の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆24年度以降のあつたかふれあいセンター等(地域福祉の拠点)継続についての県の考え方(財政面も含む)の方向性を示し、具体的な要綱を作成し、事業承認・交付決定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村と連動した、地域ニーズに基づく支え合いの仕組みづくり ◆市町村が策定予定の地域福祉計画で、地域福祉の拠点として位置付ける ◆事業継続に向けた財源等検討 			
	国への制度提案	<ul style="list-style-type: none"> ◆国への制度提案 国(内閣府・厚生労働省)へ年間を通じ取り組み状況を踏まえ適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度化の実現 ◆提案に向け、人役・経費・機能等をより具体的に整理し、課題を分析したうえで、効果的な制度提案を行う 			

重点取組の名称	民生委員・児童委員活動の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	58	線表(課題整理シート) の掲載ページ	13
---------	----------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1四半期	活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆活動費に対する助成 ◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり 活動(地域見守り協定含む)PR ◆民生委員・児童委員と行政との意見交換会の開催 民生委員と市町村との意見交換の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員活動の住民への周知 ◆民生委員活動の温度差 ◆民生委員・児童委員活動の負担感とのバランス ◆地域見守り協定による見守りネットワークの充実強化 ◆市町村によって、民生委員との交流状況等に濃淡が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員児童委員活動費補助金(交付決定) 109,704,700円 →各市町村民協 補助単価 民生委員 58,400円 会長 8,850円 ◆民生委員・児童委員大会(5/14) ・参加民生委員実数 462名 ・地域見守り協定事業者の参加 ◆正副会長会の開催 ・4月11日、5月17日、6月16日(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動発表などを通じた民生委員同士の情報共有及びネットワークづくりができた。 ・災害時の見守り・避難支援等新たな課題も見えてきた。 	<p>H22年度の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動ジャンパーの作成 ・活動ハンドブックの作成、活用  <p>民生委員・児童委員 活動ハンドブック 高知県</p>	
	知識・習得技能	<ul style="list-style-type: none"> ◆中堅(2期目以上)研修の開催(2カ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中堅委員の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中堅研修の開催 6月29日、6月30日(予定) 			
2四半期	活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり 活動(地域見守り協定含む)PR ◆地域見守り活動に関する協定事業者との意見交換会の実施 ◆民生委員・児童委員と行政との意見交換会の開催 意見交換に係る情報共有・課題整理 					
	知識・技能の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブロック別研修会の開催(6地区) ◆新任研修(3年目) ◆会長研修 					
3四半期	活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり 活動(地域見守り協定含む)PR ◆民生委員・児童委員と行政との意見交換会の開催 					
	知識・技能の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任研修(2年目)ブロック別 ◆新任研修(1年目) 					

4四半期	活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり 活動(地域見守り協定含む)PR ◆民生委員・児童委員と行政との意見交換会の開催 				
	知識・技能の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◆会長研修開催予定(1月:1カ所) 				

重点取組の名称	福祉研修センターの設置、福祉人材センターの強化	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	59,60,61,62	線表(課題整理シート) の掲載ページ	14
---------	-------------------------	----------------------	-------------	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p> <p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p> <p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	<p>◆県社会福祉協議会に福祉研修センターを設置・運営(4/1～)</p> <p>◆研修センターの事業評価</p> <p>◆福祉介護サービスの質的量的ニーズに対応する福祉専門職の育成</p> <p>◆体系的、計画的な研修の運営・実施</p> <p>◆研修内容の効果的な広報の実施</p> <p>◆研修関係機関との連携</p> <p>(研修センターの事業評価)</p> <p>◆求職者への相談機能の強化</p> <p>◆求人事業所の開拓や相談支援活動の強化</p> <p>◆関係機関との情報共有による連携の強化</p>	<p>◆研修実績</p> <p>○ケア技術研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護ベーシック研修(4/25、5/15) 参加者107名 介護基本研修・基礎(4/26、5/16) 参加者60名 <p>○ケア課題別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション研修(5/30～31) 参加者88名 <p>◆研修体系図、研修一覧の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布先:社会福祉施設(事業所)、業種別団体、職能団体、市町村社協 <p>◆研修実施機関にネットワーク会議への参加依頼中</p> <p>◆第1回運営委員会の開催(6/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、事業概要、現状と課題の共有 <p>◆就職件数:22件(4月:7件、5月:15件)</p> <p>◆新規求職者数:139名(4月:71名、5月:68名)</p> <p>◆新規求人数:230件(4月:138件、5月:92件)</p> <p>◆紹介数:56件(4月:36件、5月:20件)</p> <p>◆高校での出前講座:高校との打ち合わせ中</p> <p>◆事業所訪問:1回(5/20)</p> <p>◆「福祉・介護職業セミナー」12回(4～5月:各6回)</p> <p>◆安芸・幡多人材バンクとの情報交換会(4/27)</p>	<p><福祉研修センターの自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修が体系化され、分かりやすくなったとの声がある。 研修への問い合わせも増えており、例年よりも参加者が増えている状況も見られる。 (介護ベーシック研修:例年20名程度が50名に) <p>「福祉研修センター」と「福祉人材センター」に専門化したことで、それぞれの役割や機能、取組が外部に対して分かりやすくなった。</p> <p>また、両センターが連携し、人材確保、定着、育成の一体的な取り組みが強化できる。</p> <p>(運営委員会での意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉研修センター以外で実施されている研修も含め、研修情報の取りまとめ(一元化)が必要 受講者の研修履歴の管理ができないか 研修が体系化され分かりやすくなった 人権研修、中堅研修など研修内容の充実...など <p>新規求職者には、登録しているだけの方や求人事業者の条件と合わないなどで紹介に至らないケースが多くある。⇒更なる求人確保</p> <p>紹介しても事業者の求めている人材と合わないケースも見られる。⇒更なる人材の育成</p> <p>新しい職員体制になったこと等により事業所訪問が十分にできていないが、今後、事業所訪問を計画的に実施していく予定。</p>	<p>改善(A)</p> <p>変更計画</p> <p>実施上の課題</p>		
	<p>福祉研修センター</p> <p>福祉人材センター</p>	<p>【研修体系】 計 188回 320日</p> <p>①共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別(新任、中堅、管理職等)研修 11コース 経営実務専門(簿記、税務、労務管理等)研修 7コース <p>②福祉サービスの質の向上(一般研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケア技術(入門、基礎、応用等)研修 5コース ケア課題別(コミュニケーション、認知症、ターミナル等)研修 8コース テーマ別(児童福祉、障害者福祉等)研修 8コース <p>③福祉サービスの質の向上(制度研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員研修 9コース 認知症高齢者介護研修 5コース 障害者相談支援従事者研修 3コース 難病ホームヘルパー養成講座 2コース <p>④地域の福祉力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支援専門職研修4コース 社協研修 4コース・NPO研修 4コース 民生児童委員研修 2コース ボランティア活動推進研修 4コース <p>【福祉研修センター】</p> <p><職員体制> 所長(福祉人材センターと兼務)、職員2名、非常勤職員1名、臨時職員2名、研修スーパーバイザー1名</p> <p><福祉研修センターが掲げている重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の体系的な実施など、年間を通じたセンターの運営スタイルを確立する 福祉職場等に向けて、計画的な人材育成の必要性、研修センター活用を浸透させる 運営委員会、ネットワーク会議など外部関係機関との連携体制を構築する <p>計画的に職員を育成、専門性、ノウハウが蓄積される。業務が標準化される。 → 安定したサービスの提供、福祉サービスの質向上</p> <p>↑ ~ 福祉を支える担い手の育成と確保 ~ ↓</p> <p>職員確保・定着 → 社会的な評価向上、職員の士気アップ、経営環境の安定、職員処遇向上、モチベーションの高まり</p> <p>サービスの可視化、福祉職場のイメージアップ</p> <p>【福祉人材センター】</p> <p><職員体制> 所長(福祉研修センターと兼務)、職員3名、非常勤職員1名、臨時職員1名</p> <p><福祉人材センターが掲げている重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 広報強化による求職者の開拓及び直接訪問しての求人開拓 高校生等若年層へ福祉職場の関心を高める取組みの実施 相談援助力の向上によるマッチング機能の強化 					

	<p>福祉研修センター</p>	<p>◆福祉研修センターの運営 1. 研修機能 <1四半期参照> 2. 情報発信機能 ○ホームページの開設(9月) 3. ネットワーク機能 ○福祉研修実施機関ネットワーク会議の開催(8月) ◆福祉職場の人材確保・定着化・育成への支援に関するアンケート調査の実施(8~9月)</p>				
<p>2四半期</p>	<p>福祉人材センター</p>	<p>○第2回運営委員会の開催(8月) ◆福祉人材センターの機能強化 1. マッチング強化 ○無料職業紹介事業の実施 ・求職者の開拓、求人の開拓 ○移動相談の実施(12回/年) ○ふくし就職フェアの開催(8月7日) 2. 新たな人材の確保 ○高校、専門学校、大学への求人登録のPRと促進 ○高校での出前講座の実施(10校/年) ○福祉職場体験事業の実施(延べ100日/年) 3. 巡回相談の強化 ○施設、事業所への訪問による求人開拓や採用への助言、巡回指導(80ヶ所/年) 4. 関係機関との連携 ○ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催(72回/年) ○安芸、福多人材バンクとの業務連絡会の開催(4回/年)</p>				
	<p>福祉研修センター</p>	<p>◆福祉研修センターの運営 1. 研修機能 <1四半期参照> 2. 情報発信機能 ○ホームページによる研修情報の提供 3. ネットワーク機能 ◆福祉職場の人材確保・定着化・育成への支援に関するアンケート調査の集計、分析の実施(10~11月) ・当年度事業(福祉人材センターを含む)への反映</p>				
<p>3四半期</p>	<p>福祉人材センター</p>	<p>○第3回運営委員会の開催(11月) ◆福祉人材センターの機能強化 1. マッチング強化 ○無料職業紹介事業の実施 ・求職者の開拓、求人の開拓 ○移動相談の実施(12回/年) ○ふくし就職フェアの開催(11月27日) 2. 新たな人材の確保 ○高校、専門学校、大学への求人登録のPRと促進 ○高校での出前講座の実施(10校/年) ○福祉職場体験事業の実施(延べ100日/年) 3. 巡回相談の強化 ○施設、事業所への訪問による求人開拓や採用への助言、巡回指導(80ヶ所/年) 4. 関係機関との連携 ○ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催(72回/年) ○安芸、福多人材バンクとの業務連絡会の開催(4回/年)</p>				

	<p>福祉研修センター</p> <p>◆福祉研修センターの運営</p> <p>1 研修機能 <1四半期参照></p> <p>2 情報発信機能 ◎ホームページによる研修情報の提供 ◎福祉研修便覧の作成 福祉研修センター及び福祉関係団体が開催する研修を取りまとるとともに、計画的な人材育成を啓発する便覧を作成(3月)</p> <p>3 ネットワーク機能 ◎福祉研修実施機関ネットワーク会議の開催(1~2月)</p> <p>◎第4回運営委員会の開催(3月)</p>				
<p>4四半期</p>	<p>福祉人材センター</p> <p>◆福祉人材センターの機能強化</p> <p>1 マッチング強化 ◎無料職業紹介事業の実施 求職者の開拓、求人の開拓 ◎移動相談の実施(12回/年) ◎ふくし就職フェアの開催(1月15日)</p> <p>2 新たな人材の確保 ◎高校、専門学校、大学への求人登録のPRと促進 ◎高校での出前講座の実施(10校/年) ◎福祉職場体験事業の実施(延べ100日/年)</p> <p>3 巡回相談の強化 ◎施設、事業所への訪問による求人開拓や採用への助言、巡回指導(80ヶ所/年)</p> <p>4 関係機関との連携 ◎ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催(72回/年) ◎安芸、備多人材バンクとの業務連絡会の開催(4回/年)</p>				

重点取組の名称	自殺・うつ病対策の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	63～65	線表(課題整理シート) の掲載ページ	28
---------	-------------	----------------------	-------	-----------------------	----

その1

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1 四半期	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会準備 ◆労働局主催のハローワークでの心の健康・法律相談への協力(年4、5回予定)	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆相談員の確保					
	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業:G-Pネットこうちの実績集約と検証 ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修:委託契約 ◆教育等関係者心のケア対応力向上研修の企画、準備	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆ネットワークづくり事業:モデル実施スタート(2/21)後の実績があまり伸びていない。 ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修:(新)思春期精神疾患対応力向上研修の追加 ◆教育委員会との調整、対象・内容の検討	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業:G-Pネットこうち参加医療機関への電話による状況問い合わせ				
	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成事業:県社協との協議、委託契約 ◆PRポスターとリーフレットの内容検討、案作成	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆カリキュラムや実施地域の検討 ◆研修終了後の活動内容、活動方法の検討					
	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実強化 ◆相談窓口ガイドの改訂 ◆自殺対策連絡協議会の委員委嘱(5/31任期終了のため構成団体への推薦依頼) ◆人材養成研修:傾聴ボランティア養成講座(年3回)第1回 6/4中央西ブロック社協で開催	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策連絡協議会の構成団体に高知県薬剤師会を加える	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺予防情報センターとの打ち合わせ(4/7) ◆自殺対策連絡協議会要綱一部改正と委員就任推薦依頼(5月)				
	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業 ◆自死遺族の分ち合いの会(平日月1回、休日年4回) ◆自死遺族分ち合いの会のリーフレット等の配布 ◆自殺未遂者支援事業 ◆高知臨床心理協会等への推薦依頼、高知医療センターとの調整 ◆支援員の県外研修受講手続き及び事前研修の企画	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族の分ち合いの会の参加者減少傾向についての検証 ◆自殺未遂者支援事業 ◆事業実施方法の検討と要綱作成	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族の分ち合いの会(4/21、5/19)				
	6 普及啓発の促進 ◆自殺予防のテレビCM放送 ◆自殺対策啓発事業委託業務:委託契約	6 普及啓発の促進 ◆委託する事業内容の検討、業者との打ち合わせ	6 普及啓発の促進 ◆公募型プロポーザルによる委託契約相手方の決定、事業内容の打ち合わせ				
	7 市町村、民間団体への支援 ◆市町村自殺対策支援事業:市町村の自殺対策に対する支援(自殺対策強化事業費補助金交付決定) ◆民間団体自殺対策事業募集 ◆民間団体自殺対策事業審査会開催:支援団体決定・補助金交付決定	7 市町村、民間団体への支援 ◆民間団体募集方法、審査基準等の検討 ◆自殺対策強化事業費補助金未申請市町村への事業説明	7 市町村、民間団体への支援 ◆自殺対策強化事業費補助金申請(16市町村、5民間団体)				
	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆高知いのちの電話活動強化支援事業費補助金補助対象事業(4月補助金交付決定) ◆フォローアップ研修(6月と12月を除く10ヶ月月3回開催)	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆高知いのちの電話活動強化支援事業費補助金				
2 四半期	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆心の健康相談と多重債務等の法律相談の合同相談会 ◆労働局主催のハローワークでの心の健康・法律相談への協力(年4、5回予定)	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆相談員の確保					
	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業 ◆検討委員会開催 ◆紹介ツール作成 ◆教育等関係者心のケア対応力向上研修実施	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業システム(G-Pネットこうち)の有効稼働、今後の取組み、医師研修、相互交流について検討					
	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(年2回)年間100人養成 ◆高齢者こころのケアサポーターのPRポスター、リーフレット印刷	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター活動内容検討					
	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策連絡協議会(H23第1回) ◆関係機関連絡調整会議(H23第1回) ◆自殺対策ゲートキーパー研修(自殺危機初期介入スキルワークショップ(第1回))開催						
	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員への事前研修、活動開始、支援員へのフォローアップ研修(随時)	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺未遂者支援事業:高知医療センタースタッフと支援員による活動内容の共有化					

<p>2四半期</p> <p>6 普及啓蒙の促進 ◆自殺対策普及啓蒙事業 7月から新年度版のテレビ、ラジオCM放送 自殺予防週間の新聞広告、街頭キャンペーン(9/11)実施 自殺対策シンポジウム(9/19)開催 横断幕の掲示(県本庁舎、総合庁舎、市町村庁舎等) 等</p> <p>7 市町村、民間団体への支援</p> <p>8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月3回開催)</p>	<p>6 普及啓蒙の促進 ◆自殺対策シンポジウムの内容の検討</p> <p>◆平成22、23年度とも事業実施意向がなかった市町村に事業実施を働きかける</p> <p>8 いのちの電話の24時間化に向けた支援</p>			
<p>3四半期</p> <p>1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆ワンストップ・サービス・デイの実施 ◆労働局主催のハローワークでの心の健康・法律相談への協力(年4、5回予定)</p> <p>2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業検討委員会 ◆医師への研修会、医師相互交流会 ◆手引き、リーフレット作成 ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修(年2回)年間200人受講予定 ◆思春期精神疾患対応力向上研修(年1回) ◆精神医療関係者研修(年1回) ◆自殺対策関係者研修(年1回)</p> <p>3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(年2回実施) ◆修了者へのピンバッジの交付 ◆PRポスター、リーフレットの配布</p> <p>4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策担当者・関係機関職員合同研修会(12/9) ◆傾聴ボランティア養成研修(年3回) ◆専門分野勉強会(年3回) ◆自殺対策ゲートキーパー研修(自殺危機初期介入スキルワークショップ(第2、3回)開催)</p> <p>5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:自死遺族の分かち合いの会(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業 ◆支援員へのフォローアップ研修 ◆リーフレット作成</p> <p>6 普及啓蒙の促進 ◆いのちの電話相談員養成講座の広報(新聞広告)</p> <p>7 市町村、民間団体への支援 ◆平成22、23年度とも事業実施意向がなかった市町村に事業実施を働きかける</p> <p>8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月3回開催) ◆中国・四国大会参加 ◆いのちの電話電話相談員養成講座の広報 ◆相談機関カード、啓発用リーフレット印刷 ◆平成24年度事業に向けての意向確認</p>	<p>1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆相談員の確保</p> <p>2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業、実施地域、範囲の検討</p> <p>3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター修了者の活動内容検討</p> <p>5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺未遂者支援事業:活動開始後の状況検証</p> <p>7 市町村、民間団体への支援 ◆平成24年度事業の検討</p>			
<p>4四半期</p> <p>1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆心の健康相談と多重債務等の法律相談の合同相談会 ◆労働局主催のハローワークでの心の健康・法律相談への協力(年4、5回予定)</p> <p>2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業 ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修(年2回実施)</p> <p>3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(年2回実施)</p> <p>4 相談支援体制の充実・強化 ◆関係機関連絡調整会議(H23第2回) ◆自殺対策連絡協議会(H23第2回) ◆傾聴ボランティア養成研修(年3回) ◆専門分野勉強会(年3回)</p> <p>5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員へのフォローアップ研修、ブックレットの作成</p> <p>6 普及啓蒙の促進 ◆自殺対策強化月間の広報(テレビCM、新聞広告等)</p> <p>7 市町村、民間団体への支援</p> <p>8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月3回開催)</p>	<p>1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆相談員の確保</p> <p>2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業</p> <p>5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺未遂者支援事業の検証、対象医療機関の拡大についての検討</p> <p>6 普及啓蒙の促進 ◆24年度委託業務公募型プロポーザル実施内容の検討</p>			

重点取組の名称	ひきこもり自立支援対策の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	66	線表(課題整理シート) の掲載ページ	29
---------	----------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載方法等	計画(P)	実行(D)	評価(C)	改善(A)		
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期		<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(1) 関係機関連絡会議の開催</p> <p>◆対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する連絡会議(年3回・17機関)を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるようにする。</p> <p>(2) 若者サポートステーションとの情報交換会の開催</p> <p>(3) ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実</p> <p>◆対象者からの電話・来所相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。</p>	<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>◆ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっており、ひきこもりの人数等その実態が把握できていない。</p> <p>◆平成21年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生775人(小156人、中619人)で、昨年度から73人減少したものの、全国8位と依然高い状態が続いている。</p> <p>◆ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p>	<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(2) 情報交換、疾患などに関する学習会の開催。5月19日</p> <p>(3) 4月末時点での相談件数は、電話17件、来所31件の合計48件。</p>	<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(2) 月1回の定期的な開催により、情報交換や学習会ができています。</p> <p>(3) 相談件数は昨年度に比べて倍以上となっている。(4月:20件→48件)</p>	<p>変更計画</p> <p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p> <p>実施上の課題</p> <p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	
		<p>2. 人材育成</p> <p>(1) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催の準備</p> <p>(2) ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催の準備</p>					
1 四半期		<p>3. 居場所づくり</p> <p>(1) 「家族サロン」の開催→毎週1回(火曜日の午後)</p> <p>◆ひきこもり親の会「せいりる鳥の会」が親同士の思いを共有できる場として「家族サロン」をH21年4月に立ち上げし、毎週1回精神保健福祉センター内の会議室で開催</p> <p>(2) ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催→H23.4～毎週水曜・月2回金曜の計6回</p> <p>◆ひきこもり地域支援センターがひきこもり本人を対象にした室内スポーツ・料理・レクリエーションなどの活動ができる集いの場を精神保健福祉センター内のグループ室で開催</p> <p>(3) 圏域毎の集いの場の開設</p> <p>◆(高知市)障害者地域活動支援センターにおける若者サポート事業の実施</p> <p>※「せいりる鳥の会」が行う本人の居場所づくりや親同士の交流の場づくりなど、活動強化の支援</p> <p>◆(黒潮町)種多圏域の親の会による本人の居場所及び家族の交流の場の活用、活動支援</p>	<p>3. 居場所づくり</p> <p>◆「家族サロン」「青年期の集い」の他、「若者サポート事業」や新たな集いの場の周知・広報に工夫が必要</p> <p>◆効果的に事業が実施できるよう、密な情報交換・情報共有が必要</p>	<p>3. 居場所づくり</p> <p>(1) 「家族サロン」の開催 ・概ね週1回の開催</p> <p>(2) ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催 ・4月末より毎週水曜日及び月2回金曜の月6回開催</p> <p>(3) 圏域毎の集いの場の開設 ・補助事業の個別説明</p>	<p>3. 居場所づくり</p> <p>(1) 「家族サロン」は、1回平均7～8名程度の参加。居場所として認知され、参加人数も増えてきた。</p> <p>(2) 「青年期の集い」は、1回平均5名程度の参加。20代の参加者が中心。開催回数も徐々に増え、活動が活発になってきた。(H21.12～月2回→H22.9～月4回→H23.4～月6回)</p>	<p>ひきこもりの状況に応じた支援の4段階</p> <p>家族へのアプローチ → 本人へのアプローチ → 集団の場への参加 → 段階的 社会参加</p> <p>家族相談 家族会 → 本人相談 訪問サポート → 居場所 → 社会体験 活動</p> <p>対象となる方の状況に応じた支援を、的確に行います</p>	
		<p>4. 個別支援の充実</p> <p>(1) 家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜</p> <p>(2) 精神疾患等で長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチの体制を整備する。</p>	<p>4. 個別支援の充実</p> <p>◆ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村・福祉保健所における個別支援へのスーパーバイズを行う必要がある</p>				
2 四半期		<p>5. 普及啓発の促進</p> <p>(1) ひきこもりガイドブック、ひきこもり社会資源集の作成・配布</p> <p>(2) ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎開催の準備</p>	<p>5. 普及啓発の促進</p> <p>◆ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。</p>				
		<p>1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(1) 関係機関連絡会議の開催</p> <p>(2) 若者サポートステーションとの情報交換会の開催</p> <p>(3) ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実</p>					
2 四半期		<p>2. 人材育成</p> <p>(1) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催</p> <p>◆ひきこもり本人・家族等の支援に従事する者等が、多様な状態像のひきこもりに関する理解を深め、支援について学ぶことで地域におけるひきこもり支援を充実させることを目的に年2回開催</p> <p>(2) ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催→8月、9月開催</p> <p>◆ひきこもり支援を重点的に取り組んでいる市町村の職員及びひきこもり支援を実践している相談機関を対象に、精神障害、発達障害についての理解を深めるための基礎講座を3カ所で開催</p>					

<p>2四半期</p>	<p>3 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催 (2)ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催 (3)圏域毎の集いの場の開設</p> <p>4 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜 (2)精神疾患等で長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチの体制を整備する。</p> <p>5 普及啓発の促進 (1)ひきこもりミニガイドブック、ひきこもり社会資源集の作成・配布 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催</p>	<p>3 居場所づくり ◆「家族サロン」「青年期の集い」の他、「若者サポート事業」や新たな集いの場の周知・広報に工夫が必要。 ◆効果的に事業が実施できるよう、密な情報交換・情報共有が必要。</p>				
<p>3四半期</p>	<p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→10月開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→10月、11月、12月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実</p> <p>2 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催→12月開催 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催→11月開催</p> <p>3 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催 (2)ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催 (3)圏域毎の集いの場の開設</p> <p>4 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜 (2)精神疾患等で長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチの体制を整備する。</p> <p>5 普及啓発の促進 (1)ひきこもりミニガイドブック、ひきこもり社会資源集の作成・配布 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催</p>					
<p>4四半期</p>	<p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→1月、2月、3月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実</p> <p>2 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催</p> <p>3 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催 (2)ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催 (3)圏域毎の集いの場の開設</p> <p>4 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜 (2)精神疾患等で長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチの体制を整備する。</p> <p>5 普及啓発の促進 (1)ひきこもりミニガイドブック、ひきこもり社会資源集の作成・配布 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催</p>					

日本一の健康長寿県づくり ～ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現～ 進捗管理シート

重点取組の名称	地域生活定着支援事業	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	67	線表(課題整理シート) の掲載ページ	16
---------	------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1 四半期	1 地域生活定着支援センターの設置(6/1) ◆委託先事業者の選定→委託契約			1地域生活定着支援センターの設置 5/27 一般財団法人高知県社会福祉士会と委託契約 6/1 高知市内に高知県地域生活定着支援センターを開設	センターによる支援体制が整備された		
	2 地域生活定着支援センターによる支援 ◆コーディネート業務の実施 ◆フォローアップ業務の実施 ◆相談支援業務の実施 ◆関係機関連絡会議の開催	関係機関との連携のしくみづくり					
2 四半期	2 地域生活定着支援センターによる支援 ◆コーディネート業務の実施 ◆フォローアップ業務の実施 ◆相談支援業務の実施 ◆関係機関連絡会議の開催						
3 四半期	2 地域生活定着支援センターによる支援 ◆コーディネート業務の実施 ◆フォローアップ業務の実施 ◆相談支援業務の実施 ◆関係機関連絡会議の開催						
4 四半期	2 地域生活定着支援センターによる支援 ◆コーディネート業務の実施 ◆フォローアップ業務の実施 ◆相談支援業務の実施 ◆関係機関連絡会議の開催						
	4 次年度の地域生活定着支援センターの設置検討 ◆実績評価と委託の検討						

重点取組の名称	住民主体の介護予防のしくみづくり	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	69	線表(課題整理シート) の掲載ページ	18,20
---------	------------------	----------------------	----	-----------------------	-------

その1

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																								
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																							
1 四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり(地域リーダー養成、介護予防推進連絡会議の開催等) ◆介護予防市町村支援事業費補助金要綱の改正及び市町村への通知 ◆福祉保健所と支援方針の確認 ⇒5月中 ◆地域支援事業市町村ヒアリング ⇒6月中</p> <p>◆取り組み中の市町村:必要に応じた個別支援(随時) ◆実施方法を検討している市町村:実施方法の提案・支援 ◆取り組み方針を検討している市町村:戦略を共有しながら支援</p> <p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用) 老人クラブ及び民生委員・児童委員の活動の場において介護予防手帳を活用し、普及啓発を図る。 ◆老人クラブ(県老連)との連携 ◆県老連主催の研修会(ブロック別介護予防リーダー養成研修会)への支援 ⇒5月11日～6月29日に開催 ※5ブロック ◆民生委員・児童委員活動の場での普及啓発についての協議</p> <p>◆地域リーダー養成について、健康づくり推進員など各種団体から参加できるように市町村から呼びかけてもらう。</p> <p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送) 県下市町村で住民が主体となって実施している先進的又は特長的な介護予防事業について、マスコミを活用して視覚的に紹介し、県民あがりの健康づくりと介護予防の普及啓発を促す。 ◆プロポーザル方式により業者の選定及び委託契約の締結 ⇒5月～6月中旬 ◆取り上げる市町村の選定 ※10市町村を予定 ⇒6月中旬～6月下旬</p>	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり 福祉保健所と市町村ごとの課題やニーズを明確化し、市町村の実情(介護予防拠点、集落の状況、これまでの活動内容等)に合わせた支援方針を共有する必要がある</p> <p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用) 老人クラブや民生委員・児童委員との協働は初めてであり、介護予防の必要性の理解や普及方法等について事前の協議が必要</p> <p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送) 県民の介護予防に対する機運を高めることができるような提案の選定及び取り上げる市町村の選定</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり ◆福祉保健所と支援方針の確認 ⇒5月11日～20日 ◆住民のニーズと小地域の地域資源を把握したうえで、住民主体のしくみ作りに向けて、市町村の方向性を9月までに明らかにする。→第5期計画に反映する ◆地域支援事業市町村ヒアリングの実施 ⇒6月13日～23日(予定) ◆単独市町村におけるリーダー養成への支援 ※介護予防手帳の説明と活用等 津野町:4月21日、三原村:5月10日</p> <p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用) ◆県老連「ブロック別介護予防リーダー養成研修会」への支援 ⇒5月11日 中央西ブロック(参加者:80名) 5月12日 安芸ブロック(参加者:130名) 6月3日 中央東ブロック(参加者: 名)</p> <p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送) ◆受託事業者への説明会 → 5/20 ◆審査会 → 6/6</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:SWIthの視点で実施後の分析、検証結果</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じた変更した実施計画</p>	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>																								
						<p>今後の取り組み</p> <table border="1"> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> <tr> <td> しくみづくり 4市町村 </td> <td> しくみづくり 10市町村 </td> <td> しくみづくり 8市町村 </td> <td> 継続的な取り組み </td> </tr> <tr> <td> 住民主体の介護予防のしくみづくり ※すでに体験サポーター等の人材がいる。8市町村 </td> <td> 地域で住民が主体となった継続的な取り組み </td> <td> 地域で住民が主体となった継続的な取り組み </td> <td> 継続的な取り組み </td> </tr> <tr> <td> ◆効果検証 ◆プログラム開発 </td> <td> 「地域リーダー」の養成 ◆推進連絡会議の開催 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 普及啓発 介護予防手帳の活用 </td> <td> 民生委員・老人クラブ等での活用 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 普及啓発 広報番組による啓 </td> <td> TV等での広報 </td> <td> 積極的な普及・啓発活動へ </td> <td></td> </tr> </table>	H22	H23	H24	H25	しくみづくり 4市町村	しくみづくり 10市町村	しくみづくり 8市町村	継続的な取り組み	住民主体の介護予防のしくみづくり ※すでに体験サポーター等の人材がいる。8市町村	地域で住民が主体となった継続的な取り組み	地域で住民が主体となった継続的な取り組み	継続的な取り組み	◆効果検証 ◆プログラム開発	「地域リーダー」の養成 ◆推進連絡会議の開催			普及啓発 介護予防手帳の活用	民生委員・老人クラブ等での活用			普及啓発 広報番組による啓	TV等での広報	積極的な普及・啓発活動へ	
H22	H23	H24	H25																											
しくみづくり 4市町村	しくみづくり 10市町村	しくみづくり 8市町村	継続的な取り組み																											
住民主体の介護予防のしくみづくり ※すでに体験サポーター等の人材がいる。8市町村	地域で住民が主体となった継続的な取り組み	地域で住民が主体となった継続的な取り組み	継続的な取り組み																											
◆効果検証 ◆プログラム開発	「地域リーダー」の養成 ◆推進連絡会議の開催																													
普及啓発 介護予防手帳の活用	民生委員・老人クラブ等での活用																													
普及啓発 広報番組による啓	TV等での広報	積極的な普及・啓発活動へ																												
2 四半期	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり(地域リーダー養成、介護予防推進連絡会議の開催等) ◆介護予防支援市町村事業費補助金交付申請締め切り(8月末) ◆第1回介護予防推進連絡会議の開催 ⇒8月中 ※市町村ヒアリングや事業評価等を踏まえた課題への対応の協議</p> <p>◆地域リーダー養成研修の開催 ⇒9月～ ◆介護予防の推進に関する評価検討会の開催 ◆住民主体のしくみづくりに向けた個別支援</p> <p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用) ◆老人クラブ(県老連)との連携 ⇒モデル老連(10市町村)学習会及び実践活動への支援 8月～ ◆民生委員・児童委員ブロック別研修会での普及啓発 ⇒7月～</p> <p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送) ◆番組の制作・選定した市町村との連絡調整 ⇒7～8月</p>	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり 市町村のニーズや課題克服に向けた会議の企画運営と、福祉保健所との情報共有、市町村担当者との連携 → 第5期介護保険事業計画に反映させる必要がある</p> <p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用) 住民から見た課題やニーズの把握と対応策の検討が必要</p>	<p>◆受託事業者への説明会 → 5/20 ◆審査会 → 6/6</p>																											
					<p>住民主体のしくみづくりを進めることにより、「参加者数が増えた」「男性の参加が増えた」などの効果がみられている。</p>	<p><取り組み例></p> <p>室戸市の介護予防の推進</p> <p>目的:地域の居場所づくり・住民主体の介護予防の拠点づくり</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の交流の場:生まがひデイサービス 12箇所(社協) 介護予防事業:いきいき百歳体操 かみかみ百歳体操 21箇所 (サポーターを中心とした住民主体の活動) 地域の交流・介護予防の場:ミニサロン 2箇所(社協) 体操・食食・レガレーション 地域改善対策:市民館デイサービス 6箇所 <p>22年度目標</p> <p>目的の共有・役割分担</p> <p>＝介護予防推進チーム＝</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健介護課:介護予防の拠点づくり、介護予防に対する住民理解の促進 保健師:いきいき100歳体操サポーター養成及び活動支援、予防活動を通じた健康づくりの推進 助産師生士:かみかみ100歳体操の指導補助 100歳体操リーダー:いきいき100歳体操の継続支援 コーディネーター:参加者のニーズ把握、住民とスタッフの意見調整、サロンリーダーの育成 社会福祉協議会:地域の居場所(サロン)づくり 地域包括支援センター:二次予防事業の対象者発見、早期対応 <p>介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の介護予防拠点 12箇所(元気の工房) 奥地・山間部の介護予防拠点 3箇所(検討予定) いきいき百歳体操 かみかみ百歳体操 21箇所 (サポーターを中心とした住民主体の活動) <p>地域改善対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニサロン 2箇所(社協) 体操・食食・レガレーション 市民館デイサービス 6箇所 																								

3四半期	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり(地域リーダー養成、介護予防推進連絡会議の開催等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第2回介護予防推進連絡会議の開催 ⇒10月頃 ※課題への具体的な対応策等の情報交換、研修の実施 ◆地域リーダー養成研修の開催 ⇒～11月 ◆地域支援事業市町村ヒアリングの実施(2回目) ◆介護予防市町村支援委員会の開催 ◆住民主体のしくみづくりに向けた個別支援 	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり</p> <p>市町村の課題や取組成果などをもとに事業評価を行い、高齢者保健福祉計画・介護保険事業(支援)計画に反映する必要がある</p>			
	<p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆老人クラブ(県老連)との連携 ⇒モデル老連(10市町村)実践活動への支援 ◆民生委員・児童委員ブロック別研修会での普及啓発 	<p>2 介護予防手帳の普及啓発(介護予防手帳の活用)</p> <p>取組の効果検証と課題抽出を行い、支援ポイント等の再整理(見直す箇所があれば見直し)</p>			
	<p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆番組放送(9月～11月頃) 				
4四半期	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり(地域リーダー養成、介護予防推進連絡会議の開催等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第3回介護予防推進連絡会議の開催 ⇒1月頃 ※第5期介護保険事業計画への反映を支援 ◆事業実績報告書の提出 ◆取り組みの評価 	<p>1 住民主体の介護予防のしくみづくり(地域リーダー養成、介護予防推進連絡会議の開催等)</p> <p>県内での取組状況の整理と普及拡大方法の検討、フォローアップ体制の構築</p>			
	<p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県老連等との協議 ◆介護予防手帳の内容に関する検討 	<p>2 介護予防の普及啓発(介護予防手帳の活用)</p> <p>老人クラブとの協働による介護予防リーダー養成や地域リーダー養成事業を通じ、必要に応じて介護予防手帳のバージョンアップの検討が必要</p>			
	<p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送)</p> <p>放送に関して市町村からの意見を聴取</p>	<p>3 介護予防の普及啓発(広報番組の制作放送)</p>			

重点取組の名称	スポーツや趣味を生かした健康と生きがいづくり ねんりんピック高知大会開催を契機とした生きがいづくり	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	70	線表(課題整理シート) の掲載ページ	20
---------	--	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆シニアスポーツ交流大会 ・マラソン大会(5/19)道路使用許可申請書の提出 ・6月7・14・19・20・29日開催 ◆オールドパワー文化展 ・会場申請書の提出(4月) ・さんさん高知 広報素材提出(6月) ・実行委員会への出席 ◆生きがい健康づくり推進協議会 ・第1回推進協議会への出席	1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆オールドパワー文化展 ・実行委員会での第40回を記念した開催内容の検討	1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆シニアスポーツ交流大会開催 ・17競技:60歳から92歳までの高齢者 1173名が参加 ◆生きがい健康づくり推進協議会 ・第1回推進協議会(4/27)への出席				
	2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆老人クラブ介護予防リーダー養成事業 ・介護予防リーダー養成ブロック別研修会(5~6月) ⇒講師としての参加(10回) ◆地域支え合い事業(見守り、支え合い等)への支援 ・モデル地域の決定	2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成研修会 ・地域の実情に合わせた介護予防活動の実践支援方法の構築	2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成研修会 ・介護予防リーダー養成ブロック別研修会に講師として参加(中央西:80名、安芸:130名、中央東、幡多、須崎は6月)				
3 ねんりんピック高知大会の開催準備 ◆実行委員会の設立 ・実行委員会設立総会及び第1回総会の開催 ・常任委員会の開催 ◆市町村等との連携 ・市町村・競技団体等合同連絡会議の開催		3 ねんりんピック高知大会の開催準備 ◆実行委員会の設立及び第1回総会の開催(6/14) ・会則、事業計画、予算等の議決 ◆常任委員会の開催(6/14) ・専門委員会規程の議決 ◆市町村・競技団体等合同連絡会議の開催(5/27) ・大会概要、準備スケジュール説明 ・役割分担					
2 四半期	1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆オールドパワー文化展 ・9月15~20日開催 ◆シルバー介護士連絡協議会総会の開催 ・シニア健康づくりリーダー養成研修会の開催 ◆生きがい情報拠点機能整備事業 ・情報整理フォーマット検討会議の開催 ◆地域生きがい活動推進事業	1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆オールドパワー文化展 ・第40回記念開催の具体的内容の検討 ・ねんりんピック高知大会に向けたシニアスポーツ交流大会の種目増の検討					
	2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成事業 ・モデル市町村らうれんへの事業説明会の実施 ・モデル市町村らうれんの実践活動への支援 ◆健康づくりリーダー研修会(県内3ヶ所) ◆らうれんピック2011の開催 ◆地域支え合い事業への支援 ・学習会開催等への支援	2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成研修会 ・地域の実情に合わせた介護予防活動の実践支援方法の構築					
	3 ねんりんピック高知大会の開催準備 ◆専門委員会の開催 ・企画・広報・式典・事業・宿泊・輸送専門委員会 ◆キャラバン隊による広報 ◆選定委員会の開催 ・式典基本計画及び宿泊・輸送等業務計画選定委員会						

3四半期	<p>1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆ねんりんピック熊本2011への選手派遣 ⇒10月15日～18日</p>					
	<p>2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆第51回高知県老人クラブ大会 ◆介護予防リーダー養成事業 ◆介護予防リーダー養成事業 ◆モデル市町村老連の実践活動への支援 ◆地域支え合い事業への支援 ◆モデル市町村老連の実践活動への支援</p>	<p>2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成事業 ◆連絡会での介護予防活動実践の事業説明と情報交換</p>				
	<p>3 ねんりんピック高知大会の開催準備 ◆キャラバン隊による広報 ◆関係団体との調整 ◆市町村等担当者会議、庁内連絡会議の開催 ◆選定委員会の開催 ◆式典基本計画策定業務委託先業者の選定 ◆宿泊・輸送等業務委託先業者の選定 ◆熊本大会の視察</p>					
4四半期	<p>1 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆生きがい・健康づくり推進協議会の開催</p>					
	<p>2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成事業 ◆活動報告会の開催</p>	<p>2 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆介護予防リーダー養成研修会 ◆次年度の取組みの協議 ◆モデル市町村での実践の波及</p>				
	<p>3 ねんりんピック高知大会の開催準備 ◆キャラバン隊・HPによる広報 ◆関係団体との調整 ◆市町村等担当者会議 ◆実施要綱の策定 ◆常任委員会及び専門委員会の開催 ◆実施要綱の決定</p>					

重点取組の名称	地域ケア体制の整備	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	71	線表(課題整理シート) の掲載ページ	21,22
---------	-----------	----------------------	----	-----------------------	-------

その1

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1 四半期	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆地域ケア体制整備補助金交付先の募集(8月まで随時募集)</p> <p>◆短期的取組の整理</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p> <p>◆安芸</p> <p>【中芸】 ・地域をつなぐ事業報告会 (中芸地区在宅介護を支える仕組みづくり推進事業報告会) ・中芸地区地域ケアリーダーネットワーク会 ・中芸地区地域ケア推進検討会</p> <p>医療と介護の連携検討会</p> <p>【芸東】 ・室戸・東洋地区地域ケアリーダー研修事業説明</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部 ・地域包括ケア推進事業(南国市モデル事業 月1回) ・医療機能情報の関係機関配布 ・難病等に関する居宅介護事業所調査</p> <p>在宅復帰支援システム検討事業実施に向けた関係者打合せ (土長郡医師会)</p> <p>○嶺北 ・必要な在宅医療サービスの検討 ・医療・介護関係機関情報交換会での検討(通年) ・医療機能情報の関係機関配布</p> <p>必要な看護、介護職員の確保 ・第1回人材確保検討会 ・合同見学会</p> <p>多職種連携の取組 ・嶺北の地域リハを考える会 ・定例会(月1回) ・補助事業として勉強会等を開催</p> <p>公営特別養護老人ホームのあり方検討部会 嶺北市、大豊園の特養と養護老人ホームについて、民間による運営に向けて引き続き検討を行う。</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆地域の現状と課題解決に向けた補助金の活用ができるか。</p> <p>◆前年度までにモデル事業を実施された団体や市町村における地域ケア体制の状況について、現状の聞き取りを行う。</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p> <p>◆安芸</p> <p>【中芸】 ・地域ケアリーダーの地域内での役割の認識 ・住民や医療機関の参加 ・安芸病院を中心とした連携体制整備</p> <p>【芸東】 ・室戸・東洋地区の医療介護関係者の参加</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部 ・地域包括ケア推進事業 ・第1回目打合せで事業概要を決定</p> <p>○嶺北 ・取り組みの核となる組織、団体、人材の発掘</p> <p>○嶺北 ・居宅医療ニーズ調査について関係機関へ報告</p> <p>・人材確保に関する医療介護専門学校の情報収集 ・第1回人材確保検討会</p> <p>【検討事項】 ①各施設の研修のオープン化 ②各施設間の見学会 ③看護・介護学生の合同見学会</p> <p>・嶺北の地域リハを考える会 ・4/10 総会・研修会</p> <p>・部会開催に向け幹事町への働きかけ</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆地域ケア体制整備補助金交付決定通知:5件 (嶺北の地域リハを考える会、土佐市、いの町社会福祉協議会、福祉住環境ネットワークこうち、ずっとここで暮らす応援団)</p> <p>◆事業説明 4/15 地域支援室連絡会 4/20 市町村 福祉・介護保険 担当者連絡会</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p> <p>◆安芸</p> <p>【中芸】 ・地域をつなぐ事業報告会 (中芸地区在宅介護を支える仕組みづくり推進事業報告会) ・中芸地区地域ケアリーダーネットワーク会</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部 ・地域包括ケア推進事業 ・第1回目打合せで事業概要を決定</p> <p>○嶺北 ・居宅医療ニーズ調査結果の活用について、医療・介護関係機関との検討が必要</p> <p>・人材確保に関する医療介護専門学校の情報収集 ・第1回人材確保検討会 【検討事項】 ①各施設の研修のオープン化 ②各施設間の見学会 ③看護・介護学生の合同見学会</p> <p>・嶺北の地域リハを考える会 ・4/10 総会・研修会</p> <p>・部会開催に向け幹事町への働きかけ</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆交付決定通知団体(5件)は、22年度からの継続団体。今後、各福祉保健所や市町村との協議の際、事業実施団体の掘り起こしを行う。</p> <p>◆事業説明 各福祉保健所や市町村担当者において事業の紹介。</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部 ・地域包括ケア推進事業 ・第1回目打合せで事業概要を決定</p> <p>○嶺北 ・居宅医療ニーズ調査結果の活用について、医療・介護関係機関との検討が必要</p> <p>・居宅医療ニーズ調査(人材確保に関する事項)の結果を踏まえた検討が必要</p> <p>(合同見学会) 短期の取組み(今必要とする人材の確保)、長期の取組み(地域医療の学びをきっかけとした人材の確保)を分けての検討を進めることとなった。</p>		

<p>1 四半期</p>	<p>◆中央西 ・地域課題への対策 ・市町村単位の地域包括ケア体制の整備 ・ケアマネジャーの質の向上</p> <p>・地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 ・役員会、研修会 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・フローチャートに基づいた在宅移行支援の展開 ・在宅移行検討チーム会議(事例検証、チャートの改善) ・中央西地域包括ケアシステム構築事業 ・基幹病院連絡会、中央西地域医療連携協議会 ・基幹病院委託契約締結 ・退院移行支援コンサルテーション業務委託契約締結 ・介護サービス事業所実態調査案策定</p>	<p>◆中央西 ・市町村内での課題の共有</p> <p>・中央西地域包括ケアシステム構築事業 地域医療機関の協力</p>	<p>◆中央西 ケアマネジャーの質の向上 ・5/2、9関係委員との協議(事業案検討)</p> <p>・ずっとここで暮らす応援事業 ・5/12役員会 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・フローチャートに基づいた在宅移行支援の展開(5/13) ・在宅移行検討チーム会議(事例の検証、チャートの改善)</p> <p>・中央西地域包括ケアシステム構築事業 ・4/20基幹病院委託契約締結 ・5/10基幹病院連絡会 ・6/2中央西地域医療連携協議会 ・退院移行支援コンサルテーション業務委託案検討 ・介護サービス事業所実態調査案検討</p>		
	<p>◆高幡 ・「高幡地域での自分らしい生活を支援する会」への参加、運営支援</p>	<p>◆高幡 ・「高幡地域での自分らしい生活を支援する会」の活動の当面の目標設定、構成メンバーの拡大(地域に広げる)。</p>	<p>◆高幡 ・平成23年度第1回「高幡地域での自分らしい生活を支援する会」への参加、運営支援(4/26)、(5/24)</p>		
	<p>◆幡多 ・多職種連携の取り組み ・口腔ケア研修会(年間3回程度) 開催日、会場等を決定して参加者を募る ・介護サービス事業者(管理者)との意見交換会の検討</p> <p>・栄養士ネットワークと連携した在宅介護での嚥下食の検討</p> <p>・医療と介護の連携 ・「入退院連絡票」を幡多圏内への拡大 拡大に向けた説明会の開催 四万十市(黒潮町)、宿毛市(大月町、三原村)</p> <p>・地域包括支援センター情報交換会(年2回) ・開催時期及びテーマについて管内の地域包括支援センターにアンケートを行い、情報交換会を開催する。 ・南国市モデル事業の情報提供</p> <p>・地域ケア体制部会の開催(6/9)</p>	<p>◆幡多 ・入退院連絡票を、年度内に幡多圏内への拡大を目指す ・各事業所、ケアマネの「入退院連絡票」への理解</p>	<p>◆幡多 ・口腔ケア実技研修会の開催(4/16-17) 四万十市口腔ケア事業の説明の実施</p>	<p>◆幡多</p>	
	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東 ○市部 ・住民座談会開催(随時) ・普及啓発部会(随時) ・H22までに作成した啓発素材の紹介等を通じて実際の活動を促す。 ・職域向け認知症サポーター養成講座の働きかけ ・地域での見守り事例の発掘</p> <p>○嶺北 ・H22までに作成した啓発素材の紹介等を通じて実際の活動を促す。 ・職域向け認知症サポーター養成講座の働きかけ ・地域での見守り事例の発掘 ・認知症キャラバン・メイト養成講座</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東 ○市部 ・行政連絡会議での災害支援報告・意見交換</p> <p>○嶺北 ・行政連絡会議での災害支援報告・意見交換</p> <p>・認知症キャラバン・メイト養成講座の開催</p>		
<p>◆中央西 ・助け合いのまちづくり事業 ・役員会 ・助け合いサービスの調整 ・生活支援ボランティア養成講座参加者募集</p> <p>・中央西地域における高齢者等の見守りネットワーク検討事業(2年間の取組)報告書を作成し、関係者に配布</p> <p>・市町村ごとの見守りリーフレットを活用した取組状況、見守り体制の取組について具体的スケジュール確認 ・これまでの検討会メンバーなどから管内での取組に関する意見聴取、計画決定(研修会、支えあいのマップ作りの実践など) ・「中央西地域 地域支えあい資源集」の改訂(年度未完了)</p>	<p>◆中央西 ・コーディネーター発掘と育成</p> <p>・リーフレットを活用した見守りの普及啓発</p>	<p>◆中央西 ・助け合いのまちづくり事業 ・4/1助け合いサービスの開始(初回サービス4/26実施) ・4/26役員会 ・5/30第1回定例会(研修会)</p>			
<p>◆高幡 ・サポーター養成講座(自主防災組織)(中土佐町) ・サポーター養成講座(ホームヘルパー)(楢原町) ・新庄・安和地区認知症徘徊模擬訓練(須崎市) ・キャラバンメイト交流会(中土佐町)</p>	<p>◆高幡</p>	<p>◆高幡 ・サポーター養成講座(自主防災組織)(中土佐町) ・サポーター養成講座(ホームヘルパー)(楢原町)</p>			

1 四半期	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> 認知症対策の推進 ・キャラバンメイトフォローアップ研修 ・企業への認知症サポーター養成講座(管内の企業の協力を得て、随時開催) 認知症予防推進事業(土佐清水市) 認知症サポーター養成講座(四万十市) 認知症地域支援体制構築等推進事業(四万十市) 認知症予防啓発活動(大月町) 認知症に関する講演会(黒潮町) 認知症高齢者見守り事業(黒潮町) 見守り(安否確認)を兼ねた配食サービス(管内市町村) 緊急通報装置の貸与(〃) 自動消火装置整備事業(黒潮町) ふれあい郵便(大月町社会福祉協議会) 月1回、70歳以上のひとり暮らしの高齢者にはがきを発送郵便配達員が対象者に一声かけて手渡しすることにより、安否確認できている 民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) ・各市町村別民生委員児童委員協議会総会(情報収集等) ・各市町村民生委員児童委員協議会における研修会の開催(事務局社協と連携をとり実施) ・幅多ブロック研修会実行委員会への支援 ・地域見守り協定の支援 災害時要援護者対策への支援 ・大月町、三原村への個別支援(年度中) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> ・キャラバンメイト養成研修 ・認知症の専門医が幅多地域にいないため、講師の決定に時間を要する 活動しやすい環境づくり ・他市町村活動の情報共有 ・地域見守り協定の市町村ごとの話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> ・総会支援:四万十市(中村地区、4/12)、土佐清水市(4/19)、宿毛市(4/22)、三原村(5/18)、黒潮町(5/19) ・研修会支援:三原村(5/18)、黒潮町(5/19)、幅多ブロック実行委員会(4/13・5/11) 		
	<ul style="list-style-type: none"> (3)高齢者の住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等改造アドバイザー派遣事業を市町村が活用できるよう支援する 	<ul style="list-style-type: none"> (3)高齢者の住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所のケアマネジャーから具体的な住宅改修事例が情報提供がなされるか 	<ul style="list-style-type: none"> (3)高齢者の住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 		
	<ul style="list-style-type: none"> (4)普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東 ○市部 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会(随時開催) 普及啓発部会 シンポジウム等、取組み方針の決定 関係機関との調整 ○嶺北 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会(4ブロック×3回) 【テーマ】救急搬送、災害 	<ul style="list-style-type: none"> (4)普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東 ○市部 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会の参加者、協力者の確保 ・シンポジウム実施について3市包括・社協に協力を得る 審査委員の選定 ○嶺北 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会の参加者、協力者の確保 ・取り組みの核となる組織、団体、人材の発掘 ・嶺北中央病院を巻き込んだ住民座談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (4)普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東 ○市部 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会(香美市) ・普及啓発部会で実施の方向性について確認 ・シンポジウム実施場所の選定 ○ <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会に向けた関係者との調整 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅多 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会 管内3箇所で開催。市町村等関係機関と協議のうえ実施地域選定。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆幅多(見守りの充実) <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会(宿毛市平田町戸内地区、5/22) 		
<ul style="list-style-type: none"> 2 訪問看護事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護相談窓口の設置 ◆訪問看護ステーションへの運営、管理、技術面のコンサルテーション ◆事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 2 訪問看護事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 2 訪問看護事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護相談窓口の設置(4月1日委託契約) ◆相談、コンサルテーション対応(随時) 	2 訪問看護事業の強化		
<ul style="list-style-type: none"> 3 住宅のバリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による、住宅改造への助言 ◆専門職への研修 	<ul style="list-style-type: none"> 3 住宅のバリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の身体状況に応じた改造につながるよう、支援者(ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等)のスキルアップ ◆アドバイザー制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 3 住宅のバリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆専門職への研修(5/17、20名参加) 			
<ul style="list-style-type: none"> 4 療養病床の内泊な転換支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換助成事業の事務手続き及び年間スケジュールの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 4 療養病床の内泊な転換支援 	<ul style="list-style-type: none"> 4 療養病床の内泊な転換支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換助成事業の事務手続き(1件) 	4 療養病床の内泊な転換支援		
<ul style="list-style-type: none"> ◆介護療養病床廃止期限が6年延長される法案が審議中。(6/15時点) ◆今後の進め方についての国の方針が不明。 					

2四半期	<p>1. 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備事業実施団体の掘り起こし(8月まで、随時募集) ◆地域ケア短期的取組のとりまとめ</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸 ・安芸圏域保健医療福祉推進会議 【中芸】 ・中芸地区地域ケア推進検討会 ・中芸地区地域ケアリーダーネットワーク会 勉強会 ・特別養護老人ホーム意見交換会 医療と介護の連携検討会 【芸東】 ・室戸・東洋地区地域ケアリーダー研修</p> <p>◆中央東 ○市部 ・地域連携に関する研修会(必要に応じて随時開催) ・訪問リハの状況調査 ・事例検討会、退院前カンファレンス勉強会、研修会(土長郡医師会) ○横北 ・多職種連携の取組 ・医療介護情報交換会 ・公営特別養護老人ホームのあり方検討部会 ・部会検討内容の中間まとめ</p> <p>◆中央西 ・地域課題への対策 ・市町村単位の地域包括ケア体制の整備 ・協議検討、情報共有 ・ケアマネジャーの質の向上 ・企画検討 ・地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 ・役員会、第2回研修会 ・広報素材作成、配布 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・フローチャートに基づいた在宅移行支援の展開 ・在宅移行検討チーム会議(事例の検証、チャートの改善) ・中央西地域包括ケアシステム構築事業 ・基幹病院連絡会、中央西地域医療連携協議会 ・基幹病院委託契約締結 ・退院移行支援コンサルテーション業務委託契約締結 ・介護サービス事業所実態調査案策定 ・第1回研修会</p> <p>◆高橋 ・「高橋地域での自分らしい生活を支援する会」への参加、運営支援 ・第1回高橋地域保健医療福祉推進協議会地域ケア・地域リハ部会開催 ・在宅医療、在宅介護資源の実態調査開始</p> <p>◆樟多 ・地域ケア体制部会の開催</p>	<p>1. 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備事業実施団体を、各保健所を通じて掘り起こす方法の確認。 ◆簡潔なとりまとめ方法の確認。</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸</p> <p>◆中央東 ○市部 ・事例検討会への事例提供者の確保 ○横北</p>				
	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆安芸 ・北川村 救急キット「あんしんたろう」普及への支援 ◆中央東 ○市部 ・3市社協民協ブロック研修会 ・3市社協意見交換会 ・キャラバン・メイト及び認知症サポーター登録者数の把握 ○横北 ・キャラバン・メイト及び認知症サポーター登録者数の把握</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆安芸 ・中芸地区の他町村の参加</p>				

2四半期	<p>◆中央西</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆助け合いのまちづくり事業 ◆役員会、定例会 ◆助け合いサービスの調整 ◆生活支援ボランティア養成講座開催 ◆生活支援ボランティアスキルアップ講座募集 <p>◆中央西地域保健医療福祉推進会議 地域ケア・医療体制部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小地域での見守りネットワークづくりに関する研修会の開催(先進事例の取組) 	<p>◆中央西</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員や見守り協力員と他の団体(老人クラブ、サロンお世話役等)とのつながり強化 			
	<p>◆高橋</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第1回認知症介護実践リーダー研修修了者等情報交流会 ◆サポーター養成講座(量販店対象) <p>◆認知症出前講座(栲原町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイト交流会(四万十町) 				
	<p>◆福多</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) ◆各市町村別民生委員児童委員協議会総会(情報収集等) ◆各市町村民生委員児童委員協議会における研修会の開催(事務局社協と連携をとり実施) ◆福多ブロック研修会実行委員会への支援 ◆地域見守り協定の支援 <p>◆災害時要援護者対策への支援</p>	<p>◆福多</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災を受けての避難場所、避難ルート等の見直し 			
	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>			
	<p>(4)普及啓発</p> <p>◆安芸</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民座談会(中芸各町村で随時開催) 	<p>(4)普及啓発</p> <p>◆安芸</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民座談会での意見等を地域の具体的なサービスとして実現するために、中芸広域連合、町村等と協働した体制づくりが必要 			
	<p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆シンポジウムプロポーザル説明会→提案者募集、審査会 <p>2. 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆窓口運用・事業の周知 ◆介護支援専門員への研修 ◆訪問看護マニュアル作成 <p>3. 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による住宅改造への助言 <p>4. 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換整備計画書の作成 	<p>◆中央東</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆シンポジウムプロポーザル説明会→提案者募集、審査会 <p>2. 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修内容の確認、進捗管理 ◆マニュアル内容の確認、進捗管理 <p>3. 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アドバイザーの速やかな派遣 <p>4. 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換整備計画書を7月中に医療機関から提出を受け、国に計画書を提出する必要がある。 			
<p>◆介護療養病床廃止期限が6年延長される法案が審議中。(6/15時点)</p> <p>◆今後の進め方についての国の方針が不明。</p>					

3四半期	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆第1回地域ケア体制整備フォローアップ検討会開催</p> <p>◆地域ケアの短期的取組のまとめと現状を基に、今後の課題等を検証する。</p> <p>(1)医療・介護の充実・連携</p> <p>◆安芸</p> <ul style="list-style-type: none"> 安芸圏域保健医療福祉推進会議 <p>【中芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム意見交換会 医療機関のあり方講演会(中芸地区地域ケア推進検討会) <p>【芸東】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室戸・東洋地区地域ケアリーダー施設内研修 	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆地域ケア体制整備構想の短期的目標(平成23年度末)に対する進捗状況と今後の取組の整理が必要</p> <p>◆地域ケア体制整備補助事業者に対して効果的なフォローアップとすること</p> <p>◆課題等の検証をわかりやすくできるか。</p>				
	<p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回保健医療福祉推進会議 介護職レベルアップ講習・事例検討会(土長郡医師会) <p>○嶺北</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な在宅医療サービスの検討、多職種連携の取組 第1回嶺北地区医療福祉推進会議 					
	<p>◆中央西</p> <p>地域課題への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村単位の地域包括ケア体制の整備 協議検討、情報共有 ケアマネジャーの質の向上 研修会開催 <p>地域包括ケアの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ずっとここで暮らす応援事業 第3回研修会、講演会、出前講座 「家にかえろうハンドブック」Vol2作成・配布 土佐市地域ケア体制整備事業 フローチャートに基づいた在宅移行支援の展開 在宅移行検討チーム会議(事例の検証、チャートの改善) 中央西地域包括ケアシステム構築事業 基幹病院連絡会、中央西地域医療連携協議会 第2回研修 介護サービス事業所実態調査 					
	<p>◆高橋</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高橋地域での自分らしい生活を支援する会」への参加、運営支援 <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> キャラバン・メイト情報交換会 3市社協民協ブロック研修会 3市社協意見交換会 <p>○嶺北</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回嶺北地区医療福祉推進会議 認知症キャラバン・メイト情報交換会 	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央西</p> <ul style="list-style-type: none"> 助け合いのまちづくり事業 役員会、定例会 助け合いサービスの調整 コーディネーター育成 生活支援ボランティアスキルアップ講座開催 <p>支え合いのマップづくりの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 土佐市あつたかふれあいセンターボランティアの会、市町村や社協、民生委員などを対象 <p>マップ作りにおける住民の参画、理解</p>				

3四半期	<p>◆高幡</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回認知症介護実践リーダー研修修了者等情報交流会 キャラバン・メイト養成研修(四万十町) 認知症ケア実務者研修(須崎市) 浦ノ内地区認知症徘徊模擬訓練(須崎市) 認知症講演会(中土佐町) 専門職向け認知症講座(四万十町) 				
	<p>◆福多</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) 各市町村別民生委員児童委員協議会総会(情報収集等) 各市町村民生委員児童委員協議会における研修会の開催(事務局社協と連携をとり実施) 福多ブロック研修会実行委員会への支援 地域見守り協定の支援 災害時要援護者対策への支援 災害時保健活動について研修会(10月~11月) 				
	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	(3)高齢者の住まいの確保			
	<p>(4)普及啓発</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム開催準備 委託契約 講師等選定準備 <p>○嶺北</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回嶺北地区医療福祉推進会議 住民大会開催 	(4)普及啓発			
<p>2 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆次年度に予定している訪問看護支援事業の実施に向けた準備 ◆研修・マニュアル作成 	<p>2 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆次年度の訪問看護支援事業について、関係機関と協議のうえ、事業内容を検討 ◆研修・マニュアル作成の進捗管理 				
<p>3 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による住宅改造への助言 					
<p>4 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換整備事業に係る補助申請手続き 	<p>4 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆病床転換整備事業に係る手続き 10月:交付申請書の提出 11月:医療機関への補助金交付決定通知書の交付 年度内の工事完了の確保 				
<p>◆介護療養病床廃止期限が6年延長される法案が審議中。(6/15時点)</p> <p>◆今後の進め方についての国の方針が不明。</p>					

4四半期	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆第2回・第3回地域ケア体制整備フォローアップ検討会の開催</p> <p>◆地域ケアの短期的取組のまとめと今後の方針確認</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p> <p>◆安芸</p> <p>安芸圏域保健医療福祉推進会議</p> <p>【中芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中芸地区地域ケアリーダーネットワーク会 ・中芸地区地域ケア推進検討会 ・居宅介護支援事業所情報照会 ・医療と介護の連携検討会 <p>【芸東】</p> <p>室戸・東洋地区地域ケアリーダー研修事業説明</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>◆地域ケア体制整備補助事業者に対して効果的なフォローアップとすること</p> <p>◆成果を他地域へどう広げていくか</p> <p>◆事業者が補助終了後も継続的に取り組めるようフォローできているか</p> <p>◆地域の実情にあった方針の取りまとめができるか</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p>				
	<p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回保健医療福祉推進会議 ・介護職レベルアップ講習(土長郡医師会) <p>○嶺北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な在宅医療サービスの検討、多職種連携の取組 ・第2回嶺北地区医療福祉推進会議 					
	<p>◆中央西</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題への対策 ・市町村単位の地域包括ケア体制の整備 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画への反映確認 ・ケアマネジャーの質の向上 ・今後の展開検討 <p>・地域包括ケアの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずっとここで暮らす応援事業 ・役員会、第4回研修会 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・フローチャートに基づいた在宅移行支援の展開 ・在宅移行検討チーム会議(事例の検証、チャートの改善) ・取組み報告会(医療機関、介護事業所) ・市民への広報 ・中央西地域包括ケアシステム構築事業 ・基幹病院連絡会、中央西地域医療連携協議会 					
	<p>◆高幡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高幡地域での自分らしい生活を支援する会」への参加、運営支援 ・第2回高幡地域保健医療福祉推進協議会地域ケア・地域リハ部会開催 					
	<p>◆幡多</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター情報交換会の開催 ・地域ケア体制部会の開催 <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東</p> <p>○市部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャラバン・メイト及び認知症サポーター登録者数の把握 <p>○嶺北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回嶺北地区医療福祉推進会議 ・キャラバン・メイト及び認知症サポーター登録者数の把握 					
	<p>◆中央西</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助け合いのまちづくり事業 ・役員会、定例会 ・助け合いサービスの調整 ・NPO法人化準備検討 					

4四半期	<p>◆高幡 第3回認知症介護実践リーダー研修修了者等情報交換会 高幡圏域キャラバン・メイトステップアップ交流会 地域資源マップの作成(四万十町) サポーター養成講座(四万十町)</p>	<p>◆高幡 キャラバン・メイトが積極的に参加を希望するような講演内容等の検討、開催場所や時期の設定。</p>			
	<p>◆福多 民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) 各市町村別民生委員児童委員協議会総会(情報収集等) 各市町村民生委員児童委員協議会における研修会の開催(事務局社協と連携をとり実施) 福多ブロック研修会実行委員会への支援 地域見守り協定の支援 災害時要援護者対策への支援</p>				
	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>			
	<p>(4)普及啓発 ◆中央東 ○市部 地域ケアシンポジウム開催 ○嶺北 第2回嶺北地区医療福祉推進会議 住民座談会報告会</p>	<p>(4)普及啓発</p>			
	<p>2 訪問看護事業の強化 ◆相談窓口の運営・コンサルテーションの実施と総括 ◆研修・マニュアル作成</p> <p>3 住宅のバリアフリーの推進 ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)による助言 ◆アドバイザー派遣事業についての報告書の作成</p> <p>4 療養病床の円滑な転換支援 ◆病床転換整備事業の手続き(実績報告書)</p>	<p>2 訪問看護事業の強化 ◆次年度への課題のまとめ ◆研修・マニュアル作成の成果と課題のまとめ</p> <p>3 住宅のバリアフリーの推進</p> <p>4 療養病床の円滑な転換支援 ◆病床転換整備事業の年度内完成の確認と、実績報告書の作成確認</p>			
<p>◆介護療養病床廃止期限が6年延長される法案が審議中。(6/15時点) ◆今後の進め方についての国の方針が不明。</p>					

重点取組の名称	地域包括支援センターの機能強化	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	72	線表(課題整理シート)の掲載ページ	19
---------	-----------------	------------------	----	-------------------	----

その1

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1四半期	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <p>職員に対する研修を体系化し、複合的な対応等、より専門的な研修を実施する。</p> <p>◆地域包括支援センター研修企画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議設置要綱の制定 → 5月上旬 第1回企画会議の開催 → 5月中 <p>◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施要綱の改正と市町村への広報 → 5月中 受講者の選定と決定 → 6月中 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <p>先進的な取り組みをしている自治体職員を講師に招き、地域包括支援センターが担うコーディネート機能について具体的なケース検討のプロセスを実践し、活動の課題と解決方法を学ぶ実践研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容の事前打合せ会の開催 → 4月中 第1回事業(研修会)の開催 → 5月中 第2回事業の開催 → 6月中 	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター研修企画会議 ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆1年間の方向性について共通認識を図ること ◆県内全域に広めるための方法を考えること 	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター研修企画会議 ◆会議設置要綱の制定 → 5月13日 ◆第1回企画会議の開催 → 5月31日 ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ◆実施要綱の改正と市町村への広報 → 5月2日 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業内容の事前打合せ会の開催 → 4月28日 ◆今後の取り組み方法の確認 ◆第1回研修会 6月4日(予定) 	<p>2. 圏域ごとの市町の地域包括支援センター事業・運営の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆管内各市町の地域支援事業実施状況ヒアリング 	<p>2. 圏域ごとの市町の地域包括支援センター事業・運営の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村ヒアリングの実施(6月13日～6月末) 	<p>●地域包括支援センターの機能強化</p>	
2四半期	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター職員研修 ◆初任職員研修の開催 → 7～9月中 ◆主任ケアマネ対象研修の開催 → 7～9月中 <p>◆地域包括支援センター研修企画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第2回企画会議の開催 → 9月中 <p>◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修会の開催 → 7/8、7/25、8/19、8/26 <p>◆地域包括ケアマネジメントリーダーフォローアップ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆内容の打合せと開催通知 → 7月中 ◆研修会の開催 → 8/26までに開催 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第3回事業の開催 → 7月中 ◆第4回事業の開催 → 8月中 ◆第5回事業の開催 → 9月中 	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター職員研修 ◆企画会議での協議内容をもとにした研修内容の検討 <p>◆地域包括支援センター研修企画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆9月までに実施された研修を振り返りを反映させた来年度の体制の検討 <p>◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受講者の理解度に応じた内容の調整 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆モデル市の包括職員が、研修から地域ケア会議の方法を身につくような研修内容の調整 ◆県内全域に広めるための方法を考えること 					
3四半期	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ◆研修会の開催 → 10月 ◆研修の総括、修了式 → 12月 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第6回事業の開催 → 10月中 ◆第7回事業の開催 → 11月中 ◆第8回事業の開催 → 12月中 	<p>1. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1)地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 <p>(2)地域包括ケア推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆モデル市の職員が、研修から地域ケア会議の方法を身につけられるようになるような研修内容の調整 ◆県内全域に広めるための方法を考えること 					

4四半期	<p>1 地域包括支援センターの機能強化 (1) 地域包括支援センター職員スキルアップ推進事業 ◆ 地域包括支援センター研修企画会議 ・第3回企画会議の開催 → 1月中 ◆ 介護予防支援従事者研修 ・講師との打合せ → 1月中 ・研修会の開催 → 2月中</p>	<p>1 地域包括支援センターの機能強化 ◆ 地域包括支援センター研修企画会議 ・H24年度実施に向けての準備 ◆ 介護予防支援従事者研修 ・研修内容の調整</p>					
	<p>(2) 地域包括ケア推進事業 ・第9回事業の開催 → 1月中 ・第10回事業の開催 → 2月中 ・第11回事業の開催 → 3月中</p>	<p>(2) 地域包括ケア推進事業 ・H24年度からのモデル市の実践の継続と、他市町村への普及</p>					
	<p>2 圏域ごとの市町の地域包括支援センター事業・運営の支援 ・高槽ブロック地域包括支援センター連絡協議会研修会</p>						

重点取組の名称	緊急用ショートステイ体制づくりの推進	日本の健康長寿県構想 掲載ページ	73	線表(課題整理シート) の掲載ページ	21
---------	--------------------	---------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIthの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
2四半期	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆各施設との緊急ショートステイ事業の契約 ◆緊急ショートステイ相談窓口委託契約 ◆緊急ショートステイ事業の実施、利用相談受付、空床状況の情報提供 ◆緊急ショートステイの利用状況確認、効果検証 ◆助成制度創設について国に提案 ◆協議会理事会、総会開催(決算報告、事業実績報告等)	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆夜間、休日に受け入れ可能なベッドの確保、利用相談の24時間対応の必要性検討 ◆緊急ショートステイベッド利用状況の分析(確保数の検討、未利用市町村への対応)	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆各施設との緊急ショートステイ事業の契約(6月以降、播磨圏域は、かしま荘から四万十の郷へ施設を変更) ◆緊急ショートステイ相談窓口委託契約 ◆緊急ショートステイ事業の実施、利用相談受付、空床状況の情報提供 ◆緊急ショートステイの利用状況確認 ◆助成制度創設について国に提案 ◆協議会理事会、総会開催(決算報告、事業実績報告等)				
3四半期	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆緊急ショートステイ事業の実施、利用相談受付、空床状況の情報提供 ◆緊急ショートステイの利用状況確認 ◆臨時総会開催(次年度事業内容の決定) ◆来年度予算要求	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆緊急ショートステイベッド利用状況の分析(確保数の検討、未利用市町村への対応) ◆運用改善、次年度の事業につなげるため、効果を検証し、24年度以降の事業実施について各保険者と協議が必要 ◆より多くの介護者を知ってもらうため、利用要件等をケアマネ等に周知					
4四半期	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆緊急ショートステイ事業の実施、利用相談受付、空床状況の情報提供 ◆緊急ショートステイの利用状況確認 ◆ケアマネ、地域包括等へ事業の周知広報	3 緊急ショートステイ体制づくりの推進 ◆より多くの介護者を知ってもらうため、利用要件等をケアマネ等に周知					

重点取組の名称	第5期介護保険事業(支援)計画の策定	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	線表(課題整理シート) の掲載ページ
---------	--------------------	----------------------	-----------------------

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1四半期	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆策定方針の検討 ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会、市町村説明会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等 ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆福祉保健所との協議 ◆地域包括ケア、健康長寿県構想(介護予防、サービス基盤、認知症対策の取組状況)にかかる市町村の現状、課題、今後の検討スケジュール等について、ヒアリング調査(サマリーシート)により福祉保健所を通じて調査、集計 ◆支援項目の検討 ◆サマリーシートの集計をもとに、福祉保健所とともに、各市町村に対する支援のポイントを検討	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆年間行動計画の確認 ◆地域支援室連絡会において周知(4月15日) ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等(4月15日) ◆市町村計画策定の支援内容等の協議(6月10日) ◆市町村説明会 ◆ニーズ調査および計画策定の手順等について、担当者に対して説明(4月20日) ◆生活支援ソフト配布は、6月上旬を予定(厚生労働省回答) ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆進捗状況、調査対象、調査内容、回収件数等(5月31日配布)	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆年間行動計画の確認 ◆地域支援室連絡会において周知(4月15日) ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等(4月15日) ◆市町村計画策定の支援内容等の協議(6月10日) ◆市町村説明会 ◆ニーズ調査および計画策定の手順等について、担当者に対して説明(4月20日) ◆生活支援ソフト配布は、6月上旬を予定(厚生労働省回答) ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆進捗状況、調査対象、調査内容、回収件数等(5月31日配布)	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆年間行動計画の確認 ◆地域支援室連絡会において周知(4月15日) ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等(4月15日) ◆市町村計画策定の支援内容等の協議(6月10日) ◆市町村説明会 ◆ニーズ調査および計画策定の手順等について、担当者に対して説明(4月20日) ◆生活支援ソフト配布は、6月上旬を予定(厚生労働省回答) ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆進捗状況、調査対象、調査内容、回収件数等(5月31日配布)	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆策定方針の検討 ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会、市町村説明会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等 ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆福祉保健所との協議 ◆地域包括ケア、健康長寿県構想(介護予防、サービス基盤、認知症対策の取組状況)にかかる市町村の現状、課題、今後の検討スケジュール等について、ヒアリング調査(サマリーシート)により福祉保健所を通じて調査、集計 ◆支援項目の検討 ◆サマリーシートの集計をもとに、福祉保健所とともに、各市町村に対する支援のポイントを検討	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆策定方針の検討 ◆高齢者保健福祉推進委員会委員の変更等 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆福祉保健所地域支援連絡会、市町村説明会 ◆計画策定の年間スケジュールの確認等 ◆ニーズ調査の詳細実施状況確認 ◆福祉保健所との協議 ◆地域包括ケア、健康長寿県構想(介護予防、サービス基盤、認知症対策の取組状況)にかかる市町村の現状、課題、今後の検討スケジュール等について、ヒアリング調査(サマリーシート)により福祉保健所を通じて調査、集計 ◆支援項目の検討 ◆サマリーシートの集計をもとに、福祉保健所とともに、各市町村に対する支援のポイントを検討
2四半期	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆国説明会 ◆計画基本指針案の提示、サービス量の見込み方等 ◆県計画の勘案すべき事項の整理(施設整備等) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆22年度実績、5期計画方向性の議論 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ブロック会、ヒアリング ◆4期中の状況、5期の方針確認、手順や内容について助言や指導 ◆ニーズ調査の結果について、5期計画サービス見込量等に反映 ◆市町村ワークシート集計
3四半期	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆サービス見込量集計結果ヒアリング(厚生労働省) ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(骨格案～素案の審議) 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆市町村ヒアリング ◆サービス見込量についてヒアリング ◆必要に応じて見込量の修正 ◆圏域ごとの施設整備について調整
4四半期	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告	1. 県介護保険事業支援計画の策定 ◆高齢者保健福祉推進委員会 ◆計画書作成(パブリックコメント募集～計画書の決定) ◆文化厚生委員会へ報告 2. 市町村介護保険事業計画の策定支援 ◆保険料の設定 ◆計画書作成、議会報告

その1

高知型福祉「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」

【目指す方向】

- ① 県民みんなが自ら進んで健康づくり、生きがいづくりに取り組む
- ② 24時間365日住み慣れた地域で安心して暮らせる
- ③ 県内どこに住んでいても必要な介護サービスが受けられる
- ④ 在宅でも施設でも状態に応じた質の高いサービスが受けられる
- ⑤ 認知症になってもみんなに支えられ、それまでと変わらない生活ができる

★ 地域の実情に即した新しい福祉の形を地域、地域でつくりあげていく

そのために

日常生活圏域ニーズ調査

市町村は、

- ① どこに
- ② どのような支援を必要としている高齢者が、
- ③ どの程度生活しているか、

等を的確に把握することが重要。

第5期計画策定にあたっては、ニーズ分析をこれまで以上に詳細に行ううえで、在宅サービス、介護施設等の総量、介護予防生活支援サービスの充実など、地域の実情に応じて各保険者が策定

調査のメリット

- 要介護リスク(潜在的なニーズ)の把握
- 高齢者の課題の明確化
- 客観的基礎データの整備
- 要介護者台帳等の整備
- 介護予防の推進

高知県 第5期介護保険事業(支援)計画の策定方針

第4期計画中の課題

- ・特養入所待機者 3,047人(うち在宅 555人)
- ・中山間地域でのサービス確保・充実
- ・認知症高齢者対策
- ・介護予防の推進
- ・人材の確保・育成 など

地域福祉(支援)計画
よさこい健康プラン21
など他計画との調和

◆ 「日本一の健康長寿県構想」の取り組みを総合的に反映
◆ 地域、地域で実情に応じた取り組みの方向性を明確化

4期計画策定時との相違点

- 参酌標準(施設利用割合)の撤廃(22年6月閣議決定)
- 介護療養病床の平成23年度末廃止を6年延期(23年4月改正法案提出)
- 南海地震対策の視点を持つ

【新たな視点での検討】

- ニーズ調査に基づく在宅・施設サービスのバランスが取れたサービス基盤整備
- 南海地震を想定したサービス提供体制の構築

★ 計画策定の体制

- ① 高知県高齢者保健福祉推進委員会(委員 16名)
- ② 市町村への支援
 - 地域の実情に応じた取組方針の策定を支援(研修、検討会など)
 - 地域包括支援センターの機能強化のための取り組み
 - 介護予防推進連絡会議(5ブロック)

福祉保健所、高齢者福祉課による個別支援

重点取組の名称	中山間地域における介護サービスの確保	日本の健康長寿県構想 掲載ページ	74-75	線表(課題整理シート) の掲載ページ	23
---------	--------------------	---------------------	-------	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 中山間地域介護サービス確保対策の実施 ◆中山間地域介護サービス確保対策補助金交付先の募集 8市町村(香美市、仁淀川町、梶原町、津野町、大豊町、本山町、土佐町、大川村)は、当初予算にて予算措置済み。 ◆実施検討中の市町村への現状調査の支援と事業実施の働きかけ。 ◆事業実施予定市町村への事業実施手続き ◆市町村の6月補正対応	1 中山間地域介護サービス確保対策の実施 ◆中山間地域介護サービス確保について、実施検討中の市町村に対して、支障となる問題があれば、その解決を支援。 ◆実施状況調査の内容、効果検証方法の検討	1 中山間地域介護サービス確保対策の実施 ◆中山間地域介護サービス確保対策補助金交付決定:9市町村 (4月～:香美市、仁淀川町、梶原町、津野町、大豊町、本山町、土佐町、大川村) (6月～:香南市) ◆中山間地域介護サービス確保対策事業説明 4/12 8市町村(香美市、仁淀川町、梶原町、津野町、大豊町、本山町、土佐町、大川村) 4/15 地域支援室連絡会 4/20 市町村 福祉・介護保険 担当者連絡会 ◆実施検討中の市町村について状況確認	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
		2 国に対する政策提言 ◆どこでも必要な介護サービスが受けられるよう、国の制度としての仕組みづくりを目指し政策提言を行うため、事業実施市町村からの情報収集(随時)。	2 国に対する政策提言 ◆厚生労働省へ提案(6/10)	市町村の対応状況: (対象:28市町村) ○当初予算で実施:8市町村 ○6月補正対応:5市町村 ○9月補正検討:6市町村 ○他、実施検討中	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
2四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 中山間地域介護サービス確保対策の事業実施 ◆市町村、事業者に対するヒアリング等により実施状況をとりまとめ、分析、支援制度の効果を検証 ◆来年度事業の事業内容と予算要求の案を作成 ◆事業実施予定市町村への事業実施手続き 市町村の9月補正対応 ◆事業実施市町村への実施状況確認及び予算措置	1 中山間地域介護サービス確保対策の事業実施 ◆実施状況調査の内容、効果検証方法について市町村との協議 ◆市町村の事業実施状況をもとに、想定していた効果が得られているか、事務処理上の支障がないか。					
		2 国に対する政策提言 ◆事業実施市町村からの情報収集、分析。(随時) ◆介護給付費分科会への提言	◆国への政策提言ができる分析、検討をすること。提案時期の把握。					
3四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 中山間地域介護サービス確保対策の事業実施 ◆市町村、事業者に対するヒアリング等により実施状況をとりまとめ、分析、支援制度の効果を検証 ◆調査分析を踏まえた効果をもとに次年度の予算要求	1 中山間地域介護サービス確保対策の実施 ◆市町村の事業実施状況をもとに、想定していた効果が得られているか、事務処理上の支障がないか。					
		2 国に対する政策提言 ◆事業実施市町村からの情報収集、分析。(随時)	◆国への政策提言ができる分析、検討をすること。提案時期の把握。					
4四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 中山間地域介護サービス確保事業の進捗状況管理 ◆市町村、事業者に対するヒアリングにより介護サービス確保対策の実施状況調査の実施と調査結果のとりまとめ、分析、支援策の効果を検証						
		2 国に対する政策提言 ◆事業実施市町村からの情報収集、分析。(随時)	◆国への政策提言ができる分析、検討をすること。提案時期の把握。					

22年度の取組

検討経緯

高知県の多くを占める中山間地域では、多様な介護ニーズがありながら、利用者が点在しており訪問等の効率が悪く、在宅介護事業者の参入が進んでいない。

↓

中山間地域の現状把握のための調査を実施。(H22.6～9)

調査内容: 訪問、通所サービスの提供状況、課題
サービス提供に係る収支の状況
介護職員の雇用状況

調査方法: 中山間地域の7市町村の訪問介護6事業所、通所介護8事業所にアンケート、ヒアリング等を実施

↓

県独自の助成制度の創設

「中山間地域介護サービス確保対策」による助成制度の内容

【内容】
中山間地域のなかでも、採算性が厳しい地域の利用者に対して行った訪問介護や通所介護などのサービス提供に対し、訪問及び送迎の費用の一部を市町村が助成した場合に補助する。

【補助率】
県 1/2 市町村 1/2

【対象事業の要件】
特別地域加算対象地域内の要介護者等に訪問介護サービス等を提供した場合

【補助額】

- ・事業所から訪問・送迎に20分以上の場合 介護報酬(基本部分)の15%
- ・事業所から訪問・送迎に1時間以上の場合 介護報酬(基本部分)の35%
- ・特に過疎化が進み利用者が少ない地域における小規模事業所 訪問・送迎が20分未満の場合 介護報酬(基本部分)の10%
- ・特別地域加算対象地域内の事業者が新たに常勤職員を雇用した場合 上記に加え雇用した職員一人当たり介護報酬の5%を補助(最長1年間)

※助成額の例 身体介護(30分以上1時間未満): 15% 600円、35% 1,400円
通所介護(通常規模で4時間以上6時間未満で要介護3): 15% 1,000円 35% 2,340円

※訪問・送迎に要する時間は、通常の経路及び方法により要する時間
※小規模事業者の要件 1月あたりのサービス提供回数が200回以下の地域にある事業者(介護報酬の「中山間地域の小規模事業所加算」の小規模事業者の要件)

【補助対象介護サービス】
訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ

重点取組の名称	介護サービスの充実・確保	日本の健康長寿県構想 掲載ページ	76	線表(課題整理シート) の掲載ページ	24
---------	--------------	---------------------	----	-----------------------	----

		計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
期	記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1 四半期		◆介護基盤緊急整備事業 小規模特養 1箇所 小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 2箇所 小規模多機能型居宅介護 20箇所 認知症対応型デイ 11箇所	◆介護基盤緊急整備事業 事業者の公募状況等によって、整備の遅延が予想される。	◆介護基盤緊急整備事業 要綱の改正、交付申請通知	◆介護基盤緊急整備事業 市町村は要綱の改正中 事業者は、交付申請準備中	/	/
		◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 小規模多機能型施設 8施設 有料老人ホーム 3施設 老人保健施設 1施設	◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。	◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 要綱の改正、交付申請通知	◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 市町村は要綱の改正中 事業者は、交付申請準備中		
		◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 スプリンクラー 24施設 自動火災報知設備 17施設 消防機関通報設備 9施設	◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。	◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 要綱の改正、交付申請通知	◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 市町村は要綱の改正中 事業者は、交付申請準備中		
2 四半期		◆介護基盤緊急整備事業 小規模特養 1箇所 小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 2箇所 小規模多機能型居宅介護 20箇所 認知症対応型デイ 11箇所	◆介護基盤緊急整備事業 事業者の公募状況等によって、整備の遅延が予想される。			/	/
		◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 小規模多機能型施設 8施設 有料老人ホーム 3施設 老人保健施設 1施設	◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。				
		◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 スプリンクラー 24施設 自動火災報知設備 17施設 消防機関通報設備 9施設	◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。				

その1

3四半期	<p>◆介護基盤緊急整備事業 小規模特養 1箇所 小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 2箇所 小規模多機能型居宅介護 20箇所 認知症対応型デイ 11箇所</p>	<p>◆介護基盤緊急整備事業 事業者の公募状況等によって、整備の遅延が予想される。</p>			
	<p>◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 小規模多機能型施設 8施設 有料老人ホーム 3施設 老人保健施設 1施設</p>	<p>◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。</p>			
	<p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 スプリンクラー 24施設 自動火災報知設備 17施設 消防機関通報設備 9施設</p>	<p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。</p>			
4四半期	<p>◆介護基盤緊急整備事業 小規模特養 1箇所 小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 2箇所 小規模多機能型居宅介護 20箇所 認知症対応型デイ 11箇所</p>	<p>◆介護基盤緊急整備事業 事業者の公募状況等によって、整備の遅延が予想される。</p>			
	<p>◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 小規模多機能型施設 8施設 有料老人ホーム 3施設 老人保健施設 1施設</p>	<p>◆介護保険施設スプリンクラー整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。</p>			
	<p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 スプリンクラー 24施設 自動火災報知設備 17施設 消防機関通報設備 9施設</p>	<p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業 事業者の準備状況によって、整備の遅延が予想される。</p>			

重点取組の名称	福祉・介護人材の確保対策	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	77	線表(課題整理シート) の掲載ページ	25
---------	--------------	----------------------	----	-----------------------	----

		計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	その1	
期	記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等		
1 四半期	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ①介護の日イベント開催事業等 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →基本的事項、実施計画の決定及び公募型プロポーザル方式による候補者決定、委託業務の発注 ◆「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 →基本的事項、実施計画の決定及び委託業務の発注 ②番組製作放送委託業務 →基本的事項、実施計画の決定及び公募型プロポーザル方式による候補者決定、委託業務の発注 ③介護福祉士等養成支援事業 →要綱作成、実施機関の決定、事業開始	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ①介護の日イベント開催事業等 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →関係機関(「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」メンバー)による部会の立ち上げ →作文の早期の募集 →イベントの周知、準備期間の確保	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ①介護の日イベント開催事業等 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ◆「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 →委託業務の発注(5/20) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ◆「こころ介護の日2011」開催委託業務 →「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(5/11)し、部会メンバーを概ね決定 →プロポーザル方式により候補者決定(6/13) ②「番組製作放送委託業務」 →プロポーザル方式により候補者決定(6/6) ③「養成施設への補助交付決定(5/23) 1養成施設が補助申請(5/30)
		2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 → 実施機関の決定 (2)重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業 → 公募型プロポーザル方式による候補者決定、委託業務の発注 → 国への政策提言	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体への周知が必要	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。	2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校と職能団体へ周知(10団体)。 事業実施を確認(2団体)。 具体的な事業内容の検討を開始。
	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆介護職員の賃金改善(月額1.5万円相当)等に取り組む事業所への助成 ◆事業所への交付金の交付 ◆未申請事業所の新規申請を促進 ◆H22実績報告書(H23.5月末日まで受付)審査 (2)政策提言	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数の増加 ◆介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。	3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数が20事業所増加し、599/761事業所となった。
	(2)障害者就労・キャリアアップ支援研修事業 → 実施機関の決定	(2)キャリアアップ支援研修事業の実施主体となる職能団体への周知を図る。(職能団体の事務局等との調整が課題)	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。	(2)3介護福祉士養成施設及び言語聴覚士会・作業療法士会・老健協・老健協・社会福祉士会・介護支援員連絡協議会に事業を説明。1団体に補助交付決定(5/17)、1団体申請予定。
	(3)複数事業所連携事業 ①委託→募集開始(県社協) ②補助→実施機関の決定	(3)県社協による事業所間の調整	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)	(3)県社協と委託契約締結(4/1) 1ユニットに補助金交付決定(5/18)
	(4)進路選択学生支援事業 → 実施機関の決定	(4)補助要件が定員に対する入学者の充足率6割未満であること及び1校が来年度も募集を取りやめたことにより、対象校が1校となった。	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)	(4)対象校1校が交付申請(5/30)
	(5)福祉・介護人材マッチング支援事業 → ハローワークでの説明会の実施 → 高校生に対する福祉の仕事セミナーの開催	(5)県教委に新たに設置された就職アドバイザーとの連携	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始	(5)県社協と委託契約締結(4/1)、ハローワークでの説明会の実施、キャリア支援専門員が高校訪問を開始
	(6)職場体験事業 委託→募集開始(県社協)	(6)中学・高校への広報	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)	(6)県社協と委託契約締結(4/1)
	(7)緊急雇用創出介護資格取得支援事業 → 介護保険サービス事業所に雇用された計88名について事業を継続 21年度雇用(22年度入学)40名(1年コース卒業5名除く) 22年度雇用(23年度入学)48名 → 月例報告による進捗管理、養成校との意見交換		(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)	(7)合計88名で継続中 進捗管理、養成校との意見交換実施(5/24)
	(8)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 → 国の内示、補助金交付申請、交付決定		(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち	(8)国の内示待ち
	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出 → 市町村へ事業説明実施		(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)	(9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 → 補助要綱の発出(4月13日) → 市町村へ事業説明実施(4月20日) → 本山町、大豊町が交付申請 本山町 事業実施(6月～9月)

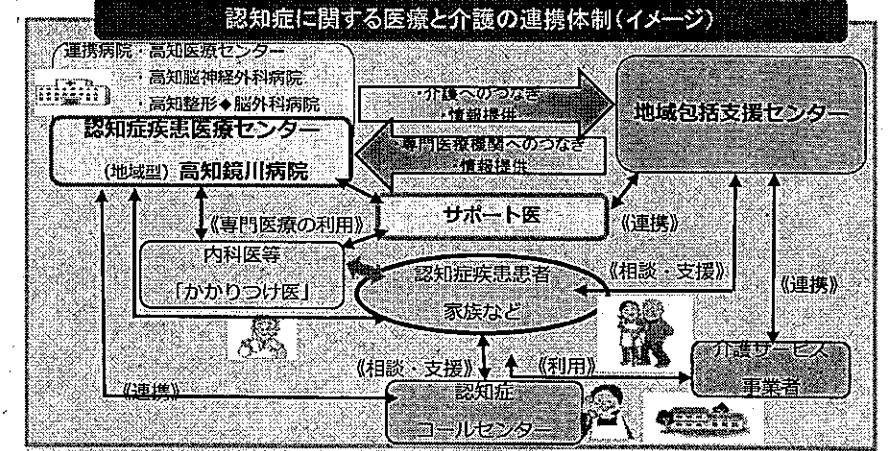
<p>2四半期</p>	<p>1. 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1) 福祉・介護の仕事広報事業 ① 介護の日イベント開催事業等 ◆「こうち介護の日2011」開催委託業務 →部会での内容検討、作文コンテストの審査 ◆「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 →県内の全中学・高校の生徒、教員及び各関係機関等に配布するとともに、コンビニでも県民に配布 →委託事業実績報告 ②「番組製作放送委託業務」 →番組の制作を開始し、可能な番組から放送を開始 ③介護福祉士等養成支援事業 →補助事業の実施</p>	<p>1. 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1) 福祉・介護の仕事広報事業 ① 介護の日イベント開催事業等 ◆「こうち介護の日2011」開催委託業務 委託業者、関係団体との連絡及び進捗管理 ②「番組製作放送委託業務」 事業所や養成校など取材先の協力</p>			
	<p>2. 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1) キャリア形成訪問指導事業 → 補助事業の実施 (2) 重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業</p>	<p>2. 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 ◆事業の進捗管理</p>			
	<p>3. 多様な人材確保のための参入支援 (1) 介護職員処遇改善対策事業 ◆介護職員の賃金改善(月額1.5万円相当)等に取り組む事業所への助成 ◆事業所への交付金の交付 ◆未申請事業所の新規申請を促進 ◆H22実績報告書(H23.5月末まで受付)審査及び分析</p>	<p>3. 多様な人材確保のための参入支援 (1) 介護職員処遇改善対策事業 ◆申請事業所数の増加 ◆介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要</p>			
	<p>(2) 障害者就労・キャリアアップ支援研修事業 → 補助事業の実施 (3) 複数事業所連携事業 ① 委託→募集継続 ② 補助事業の実施 (4) 進路選択学生支援事業 → 補助事業の実施 (5) 福祉・介護人材マッチング支援事業 →ハローワークでの説明会の実施 高校生に対する福祉の仕事セミナーの開催 研修の開催 (6) 職場体験事業 委託→募集継続 (7) 緊急雇用創出介護資格取得支援事業 →介護保険サービス事業所に雇用された計88名について事業を継続 21年度雇用(22年度入学)40名(1年コース卒業5名除く) 22年度雇用(23年度入学)48名 →月例報告による進捗管理、事業所との意見交換 (8) 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 (9) 中山間地域ホームヘルパー養成事業 →交付申請の募集 →事業実施 →次年度の実施について検討</p>	<p>(2) キャリアアップ支援研修事業の実施主体となる職能団体への周知を図る。(職能団体の事務局等との調整が課題) (3) 事業周知と事業所連携の支援 (6) 中学・高校への広報</p>			

3四半期	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業</p> <p>(1) 福祉・介護の仕事広報事業</p> <p>① 介護の日イベント開催事業等</p> <p>◆ 「こうち介護の日2011」開催委託業務</p> <p>→ 事業実施</p> <p>→ 委託事業実績報告</p> <p>◆ 「福祉・介護の魅力を伝えるパンフレット」作成委託業務</p> <p>→ 「こうち介護の日2011」の会場での配布</p> <p>② 番組制作放送委託業務</p> <p>→ 年度末まで番組の制作放送を継続</p> <p>③ 介護福祉士等養成支援事業</p> <p>→ 補助事業の実施</p>	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業</p> <p>(1) 福祉・介護の仕事広報事業</p> <p>① 介護の日イベント開催事業等</p> <p>◆ 「こうち介護の日2011」開催委託業務</p> <p>→ 事業結果の検証</p>				
	<p>2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援</p> <p>(1) キャリア形成訪問指導事業 → 事業の実施</p> <p>(2) 重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業</p>	<p>2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援</p> <p>◆ 事業の進捗管理</p>				
	<p>3 多様な人材確保のための参入支援</p> <p>(1) 介護職員処遇改善対策事業</p> <p>◆ 介護職員の賃金改善(月額1.5万円相当)等に取り組む事業所への助成</p> <p>◆ 事業所への交付金の交付</p> <p>◆ 未申請事業所の新規申請を促進</p> <p>(2) 障害者就労・キャリアアップ支援研修事業</p> <p>→ 補助事業の実施</p> <p>(3) 複数事業所連携事業</p> <p>① 委託→募集継続(県社協)</p> <p>② 補助→事業実施</p> <p>(4) 進路選択学生支援事業 → 補助事業の実施</p> <p>(5) 福祉・介護人材マッチング支援事業</p> <p>→ ハローワークでの説明会の実施</p> <p>→ 高校生に対する福祉の仕事セミナーの開催</p> <p>(6) 職場体験事業</p> <p>委託→募集継続(県社協)</p> <p>(7) 緊急雇用創出介護資格取得支援事業</p> <p>→ 介護保険サービス事業所に雇用された計88名について事業を継続</p> <p>21年度雇用(22年度入学)40名(1年コース卒業5名除く)</p> <p>22年度雇用(23年度入学)48名</p> <p>→ 月例報告による進捗管理</p> <p>(8) 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業</p> <p>(9) 中山間地域ホームヘルパー養成事業</p> <p>→ 交付申請の募集</p> <p>→ 事業実施</p>	<p>3 多様な人材確保のための参入支援</p> <p>(1) 介護職員処遇改善対策事業</p> <p>◆ 申請事業所数の増加</p> <p>◆ 介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要</p> <p>(6) 中学・高校への広報</p>				

4四半期	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ①介護の日イベント開催事業等 ◆「こうち介護の日2011」開催委託業務 ◆「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 ②「番組制作放送委託業務」 一年度末まで番組の制作放送を継続 ③介護福祉士等養成支援事業 →事業実績報告</p>	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)福祉・介護の仕事広報事業 ①介護の日イベント開催事業等 ◆「こうち介護の日2011」開催委託業務 ◆「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 ②「番組制作放送委託業務」 一年度末まで番組の制作放送を継続 ③介護福祉士等養成支援事業 →事業実績報告</p>			
	<p>2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 → 事業実績報告 (2)重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業 → 事業実績報告</p>	<p>2 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 → 事業実績報告 (2)重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業 → 事業実績報告 ◆各事業の事業実績検証</p>			
	<p>3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆介護職員の賃金改善(月額1.5万円相当)等に取り組む事業所への助成 ◆事業所への交付金の交付 ◆H24年度事業分の申請受付 (2)障害者就労・キャリアアップ支援研修事業 → 事業実績報告 (3)複数事業所連携事業 ①委託→事業実績報告 ②補助→事業実績報告 (4)進路選択学生支援事業 → 事業実績報告書提出 (5)福祉・介護人材マッチング支援事業 →事業実績報告 (6)職場体験事業 委託→事業実績報告 (7)緊急雇用創出介護資格取得支援事業 →介護保険サービス事業所に雇用された計88名について事業を継続 21年度雇用(22年度入学)40名(1年コース卒業5名除く) 22年度雇用(23年度入学)48名 →事業実績報告 (8)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 →事業実績報告 (9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 →事業実施</p>	<p>3 多様な人材確保のための参入支援 (1)介護職員処遇改善対策事業 ◆介護職員の賃金改善(月額1.5万円相当)等に取り組む事業所への助成 ◆申請事業所数の増加 ◆介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要 (2)障害者就労・キャリアアップ支援研修事業 → 事業実績報告 (3)複数事業所連携事業 ①委託→事業実績報告 ②補助→事業実績報告 (4)進路選択学生支援事業 → 事業実績報告書提出 (5)福祉・介護人材マッチング支援事業 →事業実績報告 (6)職場体験事業 委託→事業実績報告 (7)緊急雇用創出介護資格取得支援事業 →介護保険サービス事業所に雇用された計88名について事業を継続 21年度雇用(22年度入学)40名(1年コース卒業5名除く) 22年度雇用(23年度入学)48名 →事業実績報告 (8)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 →事業実績報告 (9)中山間地域ホームヘルパー養成事業 →事業実施</p>			

重点取組の名称	地域における認知症の人と家族への支援	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	78, 79	線表(課題整理シート) の掲載ページ	26, 27
---------	--------------------	----------------------	--------	-----------------------	--------

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																											
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																										
		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																																										
1 四半期	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ◆講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ◆福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ◆県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報誌等による周知を行う) ◆認知症対策啓発事業 ◆TVによる正しい知識の普及啓発とコールセンターのCMの制作等委託開始	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆地域での認知症に関する理解促進	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成研修事業(5/26中央東) ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ◆イオングループとの業務提携内容の協議(5/13) ◆講座の周知(ラジオ・5月) ◆福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催(4月1企業・5月1企業) ◆認知症対策啓発事業 ◆認知症啓発CM制作・放映委託業務プロポーザルの実施(6/8)			取り組みの状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症に関する正しい知識の普及</td> <td>123名</td> <td>327名</td> <td>226名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談窓口の広報啓発</td> <td></td> <td>92企業954名</td> <td>86企業825名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援体制の構築</td> <td></td> <td>325件</td> <td>306件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人材の育成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者権利擁護の取組の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症の早期発見、早期治療の体制づくり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			～H20	H21	H22	H23	H24～	認知症に関する正しい知識の普及	123名	327名	226名			相談窓口の広報啓発		92企業954名	86企業825名			支援体制の構築		325件	306件			人材の育成						高齢者権利擁護の取組の推進						認知症の早期発見、早期治療の体制づくり					
		～H20	H21	H22	H23	H24～																																											
	認知症に関する正しい知識の普及	123名	327名	226名																																													
	相談窓口の広報啓発		92企業954名	86企業825名																																													
	支援体制の構築		325件	306件																																													
人材の育成																																																	
高齢者権利擁護の取組の推進																																																	
認知症の早期発見、早期治療の体制づくり																																																	
2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ◆認知症コールセンターでの相談支援の実施 ◆認知症高齢者在宅介護支援事業 ◆在宅介護を行う家族を対象にした研修や交流会の開催 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ◆高齢者総合相談センターでの相談支援の実施	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ◆認知症コールセンターの更なる周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ◆高齢者総合相談センターの更なる周知	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ◆認知症コールセンターでの相談対応 ◆コールセンターのTV、ラジオ、広報誌等による周知 ◆認知症高齢者在宅介護支援事業 ◆在宅介護を行う家族を対象にした研修や交流会の開催(4月・5月・6月)																																															
3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ◆市町村認知症施策総合推進支援事業(モデル事業) ◆実施に向けた市町村への説明と協議	3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ◆それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築 ◆地域の医療・介護関係機関と認知症疾患医療センターのネットワークの構築	3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ◆市町村認知症施策総合推進支援事業(モデル事業) ◆実施に向けた市町村への説明(市町村説明会・4月) ◆H22年度実施市との個別協議																																															
4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆認知症地域医療支援事業 ◆認知症サポート医意見交換会の開催 ◆かかりつけ医研修修了医の公表に向けた取り組み ◆認知症介護実践者養成事業 ◆研修指導者との企画会議 ◆23年度の各研修の募集、受講決定 ◆申込者および施設長に対する事前説明会、ヒアリングの開催(実践リーダー研修) ◆指導者養成研修の県推薦受講者決定 ◆認知症の理解と家族支援スキルアップ研修事業 ◆市町村への説明・実施に向けた働きかけ ◆研修実施に向けた働きかけ ◆歯科医師対象認知症対応力向上研修事業 ◆研修実施に向けた協議	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆段階に応じた認知症介護の専門職の養成	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆認知症地域医療支援事業 ◆認知症サポート医意見交換会の開催(5/30) ◆認知症介護実践者養成事業 ◆指導者との企画会議開催(5月) ◆23年度の各研修の募集(5月)、受講決定(6月予定) ◆申込者および施設長に対する事前説明会、ヒアリングの開催(実践リーダー研修・6月開催予定) ◆認知症の理解と家族支援スキルアップ研修事業 ◆市町村・福祉保健所への説明(4月)																																															
5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ◆認知症疾患医療センター運営事業 ◆認知症疾患医療センターの設置 ◆研修会の開催	5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ◆認知症疾患医療センターの周知 ◆医療・介護の関係機関との連携の仕組みづくり	5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ◆認知症疾患医療センターの設置(4/1) 【実績】(4/1～5/27) 相談件数:来院10、電話88、計98 → 受診35件 受診件数:初診35、再診145、計180 (受診後はデイ利用8、紹介元で治療15、入院3等) かかりつけ医との連携:29件 介護関係機関との連携:11件 ◆認知症サポート医意見交換会の開催(5/30) ◆TV・ラジオ・広報誌等による周知																																															
2 四半期	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ◆講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ◆福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ◆県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報誌等による周知を行う) ◆認知症対策啓発事業 ◆TVによる正しい知識の普及啓発とコールセンターの広報	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆地域での認知症に関する理解促進 ◆地域で困難事例がある場合の対応策の確立																																															



<認知症疾患医療センターの事業内容>

- 職員体制
医師:4名、看護師:1名
精神保健福祉士:2名、臨床心理技術者:1名
- 専門スタッフによる電話相談
【実績(4/1～5/27)】
電話相談88件、来院相談10件、計98件
- 専門医による鑑別診断とそれに基づく初期対応
【実績(4/1～5/27)】
初診35件、再診145件、計180件
- かかりつけ医等との診療連携
【実績(4/1～5/27)】
かかりつけ医から25件、かかりつけ医へ2件、その他2件、計29件
- 連携担当者を配置し、介護関係機関との連携した支援
【実績(4/1～5/27)】
地域包括支援センターとの連携3件、
ケアマネジャーとの連携5件、その他3件、計11件
- 保健医療介護関係者等への認知症に関する研修会の開催

地域型 認知症疾患医療センター

- 専門医療機関としての機能
- 地域連携の機能

県幹型 認知症疾患医療センター

- 「地域型」の機能に加え
- 身体合併症に関する
- 救急医療機関としての機能
- 空床確保(2床)

<p>2四半期</p>	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談支援の実施 ◆認知症高齢者在宅介護支援事業 ・在宅介護を行う家族を対象にした研修や交流会の実施 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談体制の支援 ・高齢者権利擁護推進会議(仮称)の開催</p>	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・関係機関の組織的な連携</p>				
	<p>3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ◆市町村認知症施策総合推進支援事業(モデル事業) ・各モデル市での取り組みへの支援 ◆市町村ごとの支援体制の構築 ・ニーズ調査等で把握した地域の実情に応じた認知症高齢者支援対策の検討への支援</p>	<p>3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築 ・認知症について、計画策定の過程で検討できるよう支援が必要</p>				
	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆「認知症地域医療支援事業」 ・認知症サポート医研修受講医選定に向けた協議(県医師会) ・かかりつけ医認知症研修等事業委託依頼(県医師会) ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・フォローアップ研修の開催(仙台、指導者対象) ・指導者養成研修開催(仙台センター) ◆認知症の理解と家族支援スキルアップ研修事業 ・研修実施に向けた講師との協議 ◆歯科医師対象認知症対応力向上研修事業 ・研修開催に向けた協議(県歯科医師会)</p>	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成</p>				
	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ◆認知症疾患医療センター運営事業 ・認知症疾患医療連携協議会の開催 ・研修会の開催 ・基幹型設置についての医療機関の意向確認</p>	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ・認知症疾患医療センターの周知 ・医療・介護の関係機関との連携の仕組みづくり</p>				
<p>3四半期</p>	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・キャラバン・メイトフォローアップ研修 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報紙等による周知を行う) ◆認知症対策啓発事業 ・TVによる正しい知識の普及啓発とコールセンターの広報</p>	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ・地域での認知症に関する理解促進 ・地域で困難事例がある場合の対応策の確立</p>				
	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆認知症高齢者在宅介護支援事業 ・アルツハイマーデー記念講演会の開催 ・在宅介護を行う家族を対象にした研修や交流会の実施 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談体制の支援 ・身体拘束廃止への取組</p>	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの相談員の確保 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発</p>				
	<p>3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ◆市町村認知症施策総合推進支援事業(モデル事業) ・モデル事業推進会議の開催 ・各モデル市での取り組みへの支援 ◆市町村ごとの支援体制の構築 ・支援策を計画に具体的に反映できるよう支援</p>	<p>3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築 ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるような具体的な支援策の検討</p>				
	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆「認知症地域医療支援事業」 ・認知症サポート医研修受講 ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・指導者養成研修開催(仙台センター) ・在宅介護支援スキルアップ研修の開催 ◆認知症の理解と家族支援スキルアップ研修事業 ・研修の開催 ◆歯科医師対象認知症対応力向上研修事業 ・研修の開催</p>	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成</p>				
	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ◆認知症疾患医療センター運営事業 ・研修会の開催 ・基幹型の指定に向けた検討(指定時期・指定機関)</p>	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化 ・認知症疾患医療センターの周知 ・医療・介護の関係機関との連携の仕組みづくり</p>				

4四半期	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・キャラバン・メイトフォローアップ研修 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報誌等による周知を行う) ◆認知症対策啓発事業 ・TVによる正しい知識の普及啓発とコールセンターの広報 	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での認知症に関する理解促進 			
	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆認知症高齢者在宅介護支援事業 ・地域家族の会交流会の開催 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談体制の支援 ・身体拘束廃止への取組 	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・専門相談の利用促進 			
	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村認知症施策総合推進支援事業(モデル事業) ・各モデル市での取り組みへの支援 ・モデル事業実施市町村の報告会の実施 ◆市町村ごとの支援体制の構築 ・支援策を計画に具体的に反映できるよう支援 	<p>3 認知症高齢者や家族への支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるような具体的な支援策の検討 			
	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域医療支援事業 ・かかりつけ医認知症研修の開催 ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・リーダー研修フォローアップ研修の開催 	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成 			
	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症疾患医療センター運営事業 ・認知症疾患医療連携協議会の開催 ・研修会の開催 ・基幹型指定に向けた取り組み 	<p>5 認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターの周知 ・医療・介護の関係機関との連携の仕組みづくり 			

重点取組の名称	中山間地域における障害福祉サービスの確保	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	81	線表(課題整理シート)の掲載ページ	30
---------	----------------------	------------------	----	-------------------	----

その1

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1四半期	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所開設に向けた協議 <ul style="list-style-type: none"> ・中芸地域で高齢者施設を運営する法人に対して障害福祉サービス事業所を開設するかどうか打診するとともに、安芸市や香南市の障害福祉サービス事業所の視察などを行っている。 ・当該法人が、障害福祉サービス事業所を開設する場合の課題等について整理する。 ・中芸5町村からの障害者に適した仕事として、特別養護老人ホームでの洗濯や、クリーンセンターでのビンの洗浄、中芸広域連合体育館の清掃作業などが候補とされているが更なる掘り起こしを中芸5町村に依頼する。 ・中芸地域で就労を希望する利用者は12名であるが、さらに利用者のニーズの把握に努め、事業所開設に向けて利用者と事業所のマッチングを中芸広域連合に依頼する。 <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ①三原村「わらわら」:事業所のない三原村で、3年後の法定化を目指し、H21.2に設置。 ②高知市「オープンハート」:重症心身障害者の居場所を確保するため、3年後の法定化を目指し、H21.4に設置。 <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中山間地域の遠距離(片道20分以上以上)の居住者に対して、居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)を提供した事業者へ助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への通知 ・事業者への周知 ・随時交付申請を受け付け、審査のうえ交付決定を行う。 	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所開設に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の場所(建物)の確保 ・仕事の確保 ・利用者ニーズの把握 ・施設外就労をした場合の支援員の配置 <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無認可の小規模作業所の課題 <ul style="list-style-type: none"> 「わらわら」 <ul style="list-style-type: none"> → NPO法人化 → 理事長候補者に対して交渉中 サービス管理責任者の確保 <ul style="list-style-type: none"> → H23.7に実務要件を満たす予定 「オープンハート」 <ul style="list-style-type: none"> → NPO法人化 → 看護職員の確保 <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域における居宅サービスの確保 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が6月予算に予算を計上しているのは2町に留まる。 	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域における居宅サービスの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・補助要綱の制定 ・市町村(ぎょうせいネットや、市町村担当者会など) ・事業者への周知 <p>◎ 居宅介護事業所の現状(H23.3.31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所がない町村→5町村 安田町、北川村、馬路村、大川村、三原村 ・ " が1の町村→11町村 東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、橋原町、黒潮町、大月町 <p>・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中16町村 ・全132事業所のうち60事業所が高知市に集中している。</p> <p>◎ 市町村の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月補正予定:大豊町(110千円) 仁淀川町(150千円) 実施予定だが時期未定:1市2町 香美市、津野町、黒潮町 実施検討中:3市3町1村 室戸市、土佐清水市、四万十市、東洋町、本山町、橋原町、日高村 	<p>障害者施設の設置状況(H23.6現在)</p> <p>34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)</p>			
2四半期	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害者に適した仕事について更なる掘り起こし ◆就労を希望する利用者と事業者とのマッチング ◆事業所開設に向けた協議 <ul style="list-style-type: none"> ・県の整備計画をもとに、具体的な協議を進める。 ◆事業所開設の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の指定申請を行う。必要な場合には、建物の改修工事を行う。 <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を訪問し、事業の説明、地域のニーズ等についてヒアリングを行う。(7月) ・障害者自立支援法の改正により、H23.10より重度視覚障害者(児)の移動支援として、新たに「同行援護」が創設されるため、事業者や市町村に同行援護の具体的な内容に説明を行う。(7月) ・事業の実施状況の確認、効果検証・課題抽出 	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中芸5町村、中芸広域連合との協議 <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ◆NPO法人化に向けた事務手続き等について進捗管理 <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域における居宅サービスの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・重度視覚障害者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う「同行援護」の具体的な対象者や、サービス内容の範囲、事業者の指定基準等が厚生労働省からH23.4に示される予定であった。 しかし、6月現在でも示されていない。 					
3四半期	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所を開設(10月) ◆事業者へのフォローアップ(11月～) <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「わらわら」 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人化(12月頃) ・就労継続支援B型事業所開設(12月頃) <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービスに「同行援護」を追加するよう、補助要綱の改正 ・事業が積極的に活用されるよう、事業者や市町村に再度周知するなど、進捗管理を行う。 ・事業の実施状況の確認、効果検証・課題抽出 	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備</p> <p>(1)中芸地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆円滑な運営に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・工賃アップ、送迎サービス等、利用者の定着に向けた支援 <p>(2)その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「わらわら」 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の確保、障害者に適した仕事の確保 <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域における居宅サービスの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「同行援護」の具体的な対象者や、サービス内容の範囲、事業者の指定基準等の把握 					

<p>4四半期</p>	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備 (1)中基地域 ◆事業所へのフォローアップ</p> <p>(2)その他の地域 ◆「オープンハート」 ・NPO法人化(3月頃) ・就労継続支援B型事業所開設(3月頃)</p> <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保 ・事業の実施状況の確認、効果検証・課題抽出 ・事業者や市町村からの聞き取りなどにより、よりニーズに応えることのできるよう制度の見直しを検討</p>	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備 (1)中基地域 ◆円滑な運営に向けた取り組み ・工賃アップ、送迎サービス等、利用者の定着に向けた支援</p> <p>(2)その他の地域 ◆「オープンハート」 ・利用者の確保、障害者に適した仕事の確保</p> <p>○ 中山間地域における居宅サービスの確保 ・介護福祉サービス事業所に対する助成制度を行う ・高齢者福祉課と調整することが必要。</p>				
-------------	--	--	--	--	--	--

重点取組の名称	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	82	線表(課題整理シート) の掲載ページ	31
---------	------------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)						
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題					
1 四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p>	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>						
	<p>◆県補助金交付要綱の制定</p> <p>◆市町村への事業説明・対象児把握依頼</p> <p>◆制度の周知・広報等</p> <p>◆対象児の把握・予算措置が完了した市町村から随時、県への交付申請</p> <p>◆国への政策提言</p>	<p>◆より多くの対象児に事業活用を図るため、市町村における迅速な対象児の把握</p>	<p>◆県補助金交付要綱の制定</p> <p>◆市町村担当者会での事業説明実施、対象者の把握依頼</p> <p>◆制度の周知・広報 難聴児をもつ親の会の広報誌への掲載 耳鼻咽喉科指定医への周知(高知市) 高知市の広報誌への掲載</p> <p>◆高知市より県への交付申請あり(交付決定済み) 県補助金予算額:2,750千円 高知市への交付決定額:1,200千円</p> <p>◆国への政策提言(5月19日)</p>	<p>◆高知市より交付申請が提出された。今後は、他の市町村においても迅速に対象児の把握に努め、市町村ごとに補正予算措置・県への交付決定を随時進めていく。</p>	<p>身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 聴力レベル 70dB以上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 身体障害者手帳 取得 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 補装具として補聴器の給付を受ける (原則1割自己負担) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 聴力レベル 70dB未満 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 身体障害者手帳 対象外 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>全額自己負担で補聴器購入</p> </div>	<p>◆対象者 聴力レベル30dB以上70dB未満の難聴児(18歳未満)</p> <p>◆補助対象経費 補聴器の購入費用(2台まで)〔本体及び付属品〕</p> <p>◆補助先:市町村</p> <p>◆補助率:1/2</p> <p>◆補助基準額(補装具基準額を準用) 1台あたり43,200円~137,000円</p> <p>◆補助上限額 1台あたり28,000円~91,000円</p> <p>◆耐用年数:5年</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>保護者</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	保護者	市町村	県	1/3	1/3	1/3
保護者	市町村	県										
1/3	1/3	1/3										
2 四半期	<p>◆市町村における対象児の把握状況の確認 対象児の把握・予算措置が完了した市町村から随時、県への交付申請 今年度の県補助金見込み額の算定</p> <p>◆制度の周知・広報等</p>	<p>◆対象児の把握が遅れている市町村への対応</p> <p>◆県補助金見込み額が予算額を上回る場合の対応</p>										
3 四半期	<p>◆市町村における対象児の把握状況の確認 対象児の把握・予算措置が完了した市町村から随時、県への交付申請 今年度の県補助金見込み額の算定 来年度の県補助金予算要求額の算定</p> <p>◆制度の周知・広報等</p>	<p>◆対象児の把握が遅れている市町村への対応</p> <p>◆県補助金見込み額が予算額を上回る場合の対応</p>										
4 四半期	<p>◆市町村における対象児の把握状況の確認 対象児の把握・予算措置が完了した市町村から随時、県への交付申請 今年度の県補助金見込み額の算定</p>											

重点取組の名称	こうちあったかパーキング制度の普及促進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	83	線表(課題整理シート) の掲載ページ	31
---------	---------------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期: 四半期毎 記載内容: 実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期: 四半期毎 記載内容: SWIHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期: 四半期毎 記載内容: 実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期: 変更計画の策定後 記載内容: 変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1四半期	<ul style="list-style-type: none"> ◆協力施設<民間事業所・市町村等>の対象駐車場に、「こうちあったかパーキング駐車場」の標示を設置する経費に対して、補助金交付要綱を制定 <こうちあったかパーキング標示設置事業費補助金> ◆県有施設に「こうちあったかパーキング駐車場」の標示を設置するため、標示設置業者と委託契約を締結 ◆中国・四国地域での相互利用協定の拡大(事務局: 岡山県) ◆制度の広報・啓発 ◆協力施設・対象駐車場の増加(協力依頼) ◆協力施設へ標示設置補助金の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆未実施県<広島県、香川県>の制度導入が必要 ◆徹底した広報活動が必要 事業所への協力施設としての登録依頼 対象者への申請と適正利用 一般県民への周知と協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協力施設<民間事業所・市町村等>の対象駐車場に、標示設置する経費に対して、補助金交付要綱を制定 <こうちあったかパーキング標示設置事業費補助金> ○こうちあったかパーキング駐車場スペースに、路面標示シートや立て看板等を設置する経費の1/2を補助。 ○1スペースあたり20,000円を上限 ◆県有施設に「こうちあったかパーキング駐車場」の標示を設置するため、標示設置業者と委託契約を締結(4月25日契約) ◆香川県が5月30日より制度導入開始 ◆香川県を含めた中国・四国地域での相互利用協定の合意確認(5月30日) ◆広報活動 ・イオン株との包括業務提携協定に向けたヒアリングを5月に実施し、次の内容を依頼 →一般県民への周知のために、店内へのポスター等の掲示、チラシの配布 ◆協力事業所の登録 ◆協力施設に対して標示設置事業費補助金について文書で通知 	<p>障害者等専用駐車場利用証交付制度(こうちあったかパーキング制度)の実施</p> <p>施設管理者、県、利用者、障害保健福祉課福祉保健所、量販店、病院、文化・娯楽施設、行政施設</p> <p>利用証(イメージ) あったかパーキング利用証 Parking Permit</p> <p>利用対象者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(視覚4級以上、上肢4級以上、下肢6級以上、内部障害4級以上など) ○知的障害者 療育手帳の障害程度「A」の方 ○精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方 ○発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方 ○高齢者 介護保険の要介護状態区分「要介護1～5」の方 ○難病者 特定疾患医療受給者 ○けが人 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要がある方 ○妊産婦 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月 			
2四半期	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国の制度実施種での相互利用協定 ◆全国相互利用も含めた制度の広報・啓発 ◆協力施設・対象駐車場の増加(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆H23.7月からの全国相互利用協定に向けた、制度実施県との調整(事務局: 佐賀県) ◆全国相互利用開始に係る広報活動 ◆徹底した広報活動が必要 事業所への協力施設としての登録依頼 協力施設事業所への設置経費補助金制度の広報活動 対象者への申請と適正利用 一般県民への周知と協力依頼 					
3四半期	<ul style="list-style-type: none"> ◆県有施設に「こうちあったかパーキング駐車場」の標示設置の完了 ◆協力施設・対象駐車場の増加(協力依頼) 						
4四半期	<ul style="list-style-type: none"> ◆協力施設・対象駐車場の増加(協力依頼) 						

重点取組の名称	障害者の就労促進(農福連携障害者就労支援事業を含む)	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	84・85	線表(課題整理シート) の掲載ページ	32
---------	----------------------------	----------------------	-------	-----------------------	----

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SW1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更し、記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等		
	1.啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) 法定雇用率未達成企業への雇用要請や委託訓練・各種助成制度の説明及び実習先の確保等訪問	1.啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆厳しい経済状況による雇用の抑制	1.啓発活動等 (1)企業での雇用促進 取組み優良企業の紹介(1社を2社に紹介) 企業、関係者のフラットの情報交換の場の設定を検討中				
	2.働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) ◆新規開拓 (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) 38団体内13団体が未達成(8市町、1教委、4一部事務組合) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 安芸市ワークセンター ◆一般企業による設立を要請	2.働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請 ◆新規開拓での仕事の洗い出し ◆実習設備等整備事業との有機的な連携 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 発達障害WGモデル事例(環境の構造化):1社 (3)就労継続支援A型事業所の新設支援 ◆安芸市ワークセンターの設立を支援	2.働く場の確保 (1)企業訪問 ・実習設備導入→障害者の理解促進→就労へつなげていける可能性のある企業を重点的に掘り起こし中 現在接触中:3社 ・発達障害WGモデル事例検討のための受入れ協力企業:1社と療育福祉センター、障害者職業センターと連携中 (2)公的機関での雇用促進 ・障害保健福祉課ワークステーション対応業務の拡大試行中 現在:シュレッダー → パソコン入力 (3)就労継続支援A型事業所の新設支援 ・安芸市ワークセンターの設立を支援中 水耕栽培の新しい品目の検討、先進地等の情報提供、複合経営による経営安定確保策を支援中				
	3.農福連携障害者就労支援事業 ◆障害者の就労の場、障害者施設の受託作業、双方の可能性を農業分野で開拓し、障害者が農業分野での担い手として活躍できるシステムの構築と、農家と障害者施設のマッチングを行う。	3.農福連携障害者就労支援事業 ◆農業者の障害者に対する理解促進 ◆農家が求める農業従事者時間帯と、施設側が望む従事時間帯のミスマッチ ◆障害者の特性を生かした受託作業の開拓(スピードより質を求める作業など) ◆年間を通した作業の確保(主に夏から秋の作業が少ない)	3.農福連携障害者就労支援事業 ・委託訓練 4/11～土佐ジロー農家へ1名(トライアルへ見込) ・農作業(施設外就労)マッチング → 不調 シントウ収穫、小ナス花抜き、ハウス内草引き、小松菜栽培、ニラ結束 ・農作業受託 → 不調 シントウバック詰め ・農作業請負マッチング → マッチング中 高齢農家の担い手不在時期(後継ぎの定年まで)の農園管理(文旦、柿) ・作業所の自主製品づくり 牛糞による堆肥づくり、販売 →牧場の協力のもと、畜産試験場でビジネスプラン試算中				
	4.就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それに担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(5月 開催) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う	4.就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設を促進する ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それに担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(5月 開催) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う	4.就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設を促進する ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それに担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(5月 開催) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う				
	5.特別支援学校生の就労支援 ◆特別支援学校在校生を対象にホームヘルパー2級の資格取得講座を実施し、介護福祉分野への就職を支援する(受講予定者15名)(6月 講座開講)	5.特別支援学校生の就労支援 ◆障害者就業・生活支援センターと卒業障害者能力開発・アドバイザーとの連携強化による特別支援学校生の受入れ ◆特別支援学校による企業開拓への同行 現在:市立養護 → 日高、若草、附属への更なる働きかけ	5.特別支援学校生の就労支援 ・ヘルパー2級資格取得講座開始 6/11～10月 18名受講決定 ・実習生受入 6/8～10 若草養護1名以降、随時受入れ ・ハローワークと合同の進路相談会 5月 市立養護				
	6.委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間35人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、ホームヘルパー2級、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る (年間41人)(当期 3コース開始)	6.委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ◆求職者と企業とのマッチング(スマップによる不調回避) →障害者委託訓練実施企業開拓業務受託者と障害者職業訓練トレーナーの連携強化(企業開拓同行) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース) ◆障害者職業訓練コーディネーターによる訓練修了者に対する求職活動のフォロー強化	6.委託訓練 (1)実践能力習得訓練コース 5名訓練中(うち2名はトライアルへ) (2)パソコン訓練 高知:8名(6月開始) 安芸:5名(5月開始) ヘルパー2級 高知:6名(5月開始)				
7.実習生受入企業の確保 ◆障害者の雇用に理解のある企業に対して、職場実習設備等整備補助金で障害者に配慮した設備等の整備に助成を行い、実習生受入企業の確保を図る (H23:10社、50人枠、合計200人枠確保)	7.実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事のほか、多様な仕事の実習先を確保	7.実習生の受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) 5社に接触中					

()は全国順位

	19年度	20年度	21年度	22年度
障害者の就職者数	266人(47)	293人(47)	333人(45)	418人
障害者の就職率	36.3%(43)	42.6%(17)	46.4%(11)	48.90%
法定雇用率達成企業	50.4%(24)	52.8%(21)	57.3%(13)	59.4%(9)
障害者実雇用率	1.62%(23)	1.67%(22)	1.75%(20)	1.90%(11)
福祉施設から一般就労者数	29人	34人	52人	

6年連続で過去最高を更新!

就労継続支援A型事業所 (H23.4.1現在:17事業所、定員295人)

- 民間企業で雇用に至らなかった者
- 通所により就労の機会を提供
- 障害者施設と施設利用者が雇用契約を締結
- 労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規が適用
- 最低賃金(高知県642円)の支払い

就労移行支援事業所 (H23.4.1現在:17事業所、定員150人)

- 一般就労を希望している障害者を対象に、個別支援計画に基づき企業等での職場実習などにより知識・能力の向上を図り、一般就労への移行を支援
- 施設の利用期間は原則2年以内
- 就職後6か月間の職場定着支援

障害者委託訓練(県が企業と委託契約を結んで実施)

コース名	委託先	訓練対象者	訓練期間	委託料	訓練手当	H22の実施状況		
						修了者数	就職者数	就職率
知識・技能習得訓練コース	民間教育機関	ハローワークに求職登録し、ハローワークが訓練の指示を出した者	2か月	訓練生	なし	32	3	9.4
実践能力習得訓練コース	就職を希望する企業	3年生で10月時点で就職先が決まっていない生徒	3か月以内	1人当たり月額63,000円	雇用保険受給資格者がいない者に県から月額12万円程度を支給	33	29	87.9
特別支援学校早期訓練コース			1か月		なし	5	5	100

2四半期	<p>1. 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)企業の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月開催) 企業の人事担当者を対象に、県外で障害者を雇用している中小企業の取組み事例の紹介などを行う</p>	<p>1. 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆厳しい経済状況による雇用の抑制</p>				
	<p>2. 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) ◆市町村の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月開催) 市町村等の人事担当者を対象に、障害特性の理解促進の研修や他の市町村での雇用事例の紹介などを行う (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請</p>	<p>2. 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請 ◆新規業態での仕事の洗い出し ◆実習設備等整備事業との有機的な連携 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討</p>				
	<p>3. 農福連携障害者就労支援事業 ◆障害者の就労の場、障害者施設の受託作業、双方の可能性を農業分野で開拓し、障害者が農業分野での担い手として活躍できるシステムの構築と、農家と障害者施設のマッチングを行う。</p>	<p>3. 農福連携障害者就労支援事業 ◆農業者の障害者に対する理解促進 ◆農家が求める農作業従事時間帯と、施設側が望む従事時間帯のミスマッチ ◆障害者の特性を生かした受託作業の開拓(スピードより質を求める作業など) ◆年間を通した作業の確保(主に夏から秋の作業が少なく)</p>				
	<p>4. 就労移行支援事業所の新設支援(関係機関の連携強化) (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月、連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(8月開催)</p>					
	<p>5. 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(受講中)</p>	<p>5. 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知) ◆障害者就業・生活支援センターと学卒障害者能力開発アドバイザーとの連携強化による特別支援学校生の受入れ企業の開拓 ◆特別支援学校による企業開拓への同行 現在:市立養護 → 日高、若草、附属への更なる働きかけ</p>				
	<p>6. 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間35人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、ホームヘルパー2級パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る (年間41人)(当期2コース開始)</p>	<p>6. 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ◆求職者と企業とのマッチング(ミスマッチによる不調回避) ◆障害者委託訓練実施企業開拓業務受託者と障害者職業訓練トレーナーの連携強化(企業開拓同行) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース) ◆障害者職業訓練コーディネーターによる訓練修了者に対する求職活動のフォロー強化</p>				
	<p>7. 実習生受入企業の確保 (H23:10社、50人枠、合計200人枠確保)</p>	<p>7. 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事のほか、多様な仕事の実習先を確保</p>				

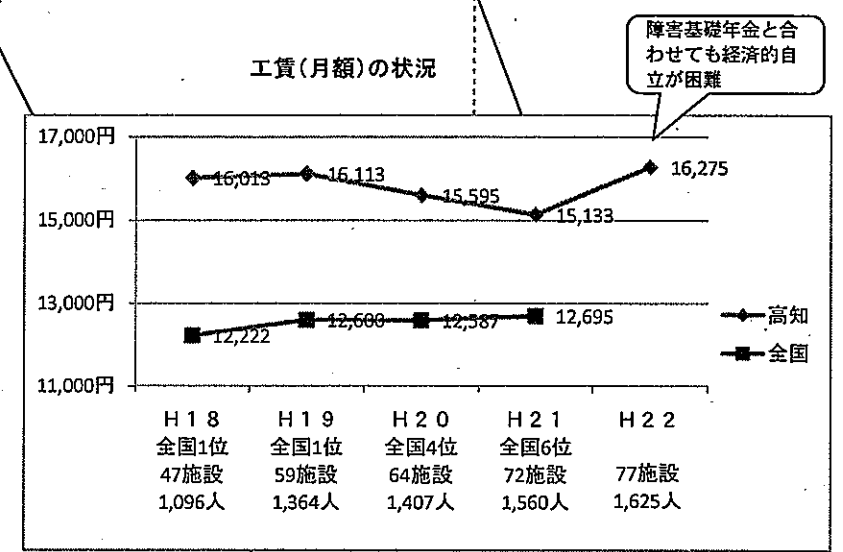
3四半期	<p>1. 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問)</p> <p>(2)就労支援機関対象の雇用促進セミナー(12月、開催)</p> <p>就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関を対象に、他県での一般就労に向けた支援の事例の紹介などを行う</p>	<p>1. 啓発活動等</p> <p>(1)企業での雇用促進</p> <p>◆障害者雇用に対する理解の促進</p>					
	<p>2. 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問)</p> <p>(2)公的機関での雇用促進</p> <p>◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時)</p> <p>(3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時)</p> <p>◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請</p> <p>◆一般企業による設立を要請</p>	<p>2. 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請</p> <p>◆新規業態での仕事の洗い出し</p> <p>◆実習設備等整備事業との有機的な連携</p> <p>(2)公的機関での雇用促進</p> <p>◆障害者雇用に対する理解の促進</p> <p>◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討</p>					
	<p>3. 農福連携障害者就労支援事業</p> <p>◆障害者の就労の場、障害者施設の受託作業、双方の可能性を農業分野で開拓し、障害者が農業分野での担い手として活躍できるシステムの構築と、農家と障害者施設のマッチングを行う。</p>	<p>3. 農福連携障害者就労支援事業</p> <p>◆農業者の障害者に対する理解促進</p> <p>◆農家が求める農作業従事時間帯と、施設側が望む従事時間帯のミスマッチ</p> <p>◆障害者の特性を生かした受託作業の開拓(スピードより質を求める作業など)</p> <p>◆年間を通じた作業の確保(主に夏から秋の作業が少ない)</p>					
	<p>4. 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化</p> <p>(1)就労移行支援事業所の新設支援(随時)</p> <p>就労移行支援事業所のスキルアップ(10月、連絡会の開催)</p> <p>(2)実務担当者会での協議・情報の共有(12月、開催)</p> <p>(3)発達障害者の就労支援体制の構築</p> <p>◆就労移行支援事業所等を対象に、療育福祉センターと連携して、発達障害者の障害特性の理解、支援方法の研修を行う(10月、開催)</p>						
	<p>5. 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(10月末、終了)</p>	<p>5. 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知)</p> <p>◆障害者就業・生活支援センターと学卒障害者能力開発アドバイザーとの連携強化による特別支援学校生の受入れ企業の開拓</p> <p>◆特別支援学校による企業開拓への同行</p> <p>現在:市立養護 → 日高、若草、附属への更なる働きかけ</p>					
	<p>6. 委託訓練の実施</p> <p>(1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース)</p> <p>(年間35人)(要望に基づき随時)</p> <p>(2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース)</p> <p>ハローワークでの求職者を対象に、ホームヘルパー2級、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る</p> <p>(年間41人)(当期、3コース開始)</p> <p>(3)特別支援学校生対象の職場訓練</p> <p>(特別支援学校早期訓練コース)</p> <p>10月時点で就職先が決まっていない学生を対象に企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る</p> <p>(年間2人)(11月、開始)</p>	<p>6. 委託訓練の実施</p> <p>(1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース)</p> <p>◆求職者と企業とのマッチング(ミスマッチによる不調回避)</p> <p>→障害者委託訓練実施企業開拓業務受託者と障害者職業訓練トレーナーの連携強化(企業開拓同行)</p> <p>(2)一般求職者対象のパソコン等訓練</p> <p>(知識・技能習得訓練コース)</p> <p>◆障害者職業訓練コーディネーターによる訓練修了者に対する求職活動のフォロー強化</p>					
	<p>7. 実習生受入企業の確保</p> <p>(H23:10社、50人枠、合計200人枠確保)</p>	<p>7. 実習生受入企業の確保</p> <p>(職場実習設備等整備補助金)</p> <p>◆県中央部以外の地域での実習先の確保</p> <p>◆事務的な仕事のほか、多様な仕事の実習先を確保</p>					

4四半期	1. 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時)	1. 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進				
	2. 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請2. 働く場の確保	2. 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請 ◆新規業態での仕事の洗い出し ◆実習設備等整備事業との有機的な連携 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討				
	3. 農福連携障害者就労支援事業 ◆障害者の就労の場、障害者施設の受託作業、双方の可能性を農業分野で開拓し、障害者が農業分野での担い手として活躍できるシステムの構築と、農家と障害者施設のマッチングを行う。	3. 農福連携障害者就労支援事業 ◆農業者の障害者に対する理解促進 ◆農家が求める農作業従事時間帯と、施設側が望む従事時間帯のミスマッチ ◆障害者の特性を生かした受託作業の開拓(スピードより質を求める作業など) ◆年間を通じた作業の確保(主に夏から秋の作業が少ない)				
	4. 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(2月、連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(3月、開催)					
	5. 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(就労支援、随時)	5. 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知) ◆障害者就業・生活支援センターと学卒障害者能力開発アドバイザーとの連携強化による特別支援学校生の受入れ企業の開拓				
	6. 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間35人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、ホームヘルパー2級、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る (年間41人)(当期、3コース開始) (3)特別支援学校生対象の職場訓練 (特別支援学校早期訓練コース) (年間20人)(10月、開始)	6. 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ◆求職者と企業とのマッチング(ミスマッチによる不調回避) 一障害者委託訓練実施企業開拓業務受託者と障害者職業訓練トレーナーの連携強化(企業開拓同行) (2)一般求職者対象のパソコン等訓練 (知識・技能習得訓練コース) ◆障害者職業訓練コーディネーターによる訓練修了者に対する求職活動のフォロー強化				
	7. 実習生受入企業の確保 (H23:10社、50人枠、合計200人枠確保)	7. 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事のほか、多様な仕事の実習先を確保				

重点取組の名称	施設利用者の工賃アップ	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	86	線表(課題整理シート) の掲載ページ	32
---------	-------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

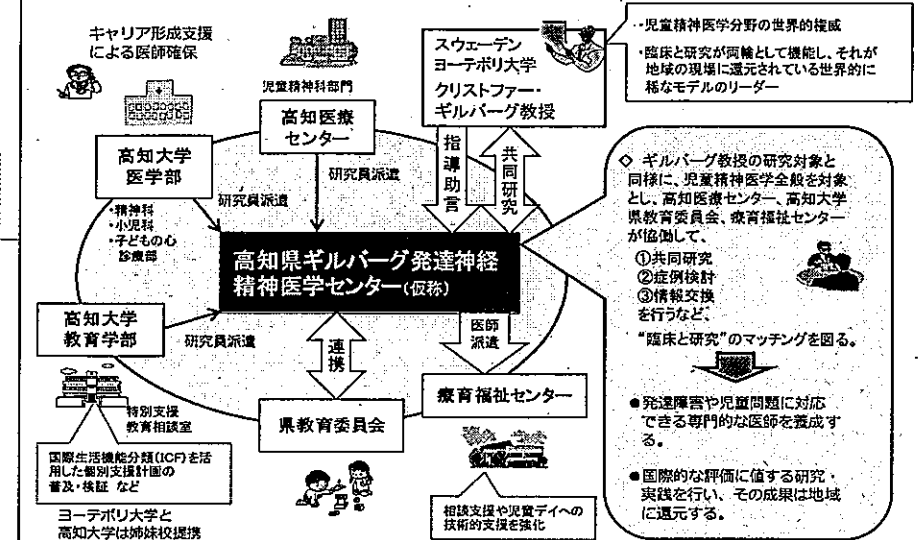
期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆中小企業診断士を施設に派遣し、施設の経営診断や工賃水準改善のための助言・提案などを実施(4月 継続派遣開始)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタントを導入することにより、工賃アップに対する職員、利用者の意識は醸成されるが、直ちに工賃アップの結果が出づらいため、商品開発アドバイザー事業等によるフォローなど、事業所が実践的に取組む支援策との組合せが必要 *経営診断実施事業所(27事業所)平均工賃 H19→H22:105% (5か年対象施設:101%)	1 経営コンサルタント派遣事業 ・継続の委託契約(4/1):本格2、簡易4 ・新規簡易診断希望事業所取りまとめ中				
	2 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆商品開発アドバイザーを派遣し、各事業所のニーズや課題に応じた組織づくりや商品開発などについて指導、助言を行い、工賃アップへの取組みを支援(1事業所4回まで)	2 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆目標(期間、売上等)を明確に持った事業所に対して支援を行う ◆販路開拓については、事業所間の連携、民間企業とのタイアップ等を構築することを念頭に置き、単独事業所で単一アイテムの販路開拓に陥らないようにフォローする必要がある	2 商品開発アドバイザー派遣事業 ・実施要領制定 (5/18) ・申請1件受理(レネー) ・販路開拓支援 大方生華園 ・自主製品づくり支援-安芸市ワークセンター 牛糞堆肥(ビジネスプラン試算中)				
	3 目標工賃達成助成事業 ◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額20%以上の増額を前年度の工賃に掲げ、達成した事業所に助成(年1回限り) 工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円 工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり 7,500円	3 目標工賃達成助成事業 ◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額20%以上の増額を前年度の工賃に掲げ、達成した事業所に助成(年1回限り) 工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円 工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり 7,500円	3 目標工賃達成助成事業 ・22年度平均工賃公表(6/8予定)				
	4 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品等のPR、企業との取引の仲介及び共同受注の仕組みづくりなどを行う(H21～H23) ※ふるさと雇用再生特別基金事業を活用(4月 委託事業の開始)	4 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	4 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ・委託契約(4/1)				
5 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み 随時 庁内各課室に対して発注の要請 市町村に対して、地方自治法施行令が改正され、障害者施設から随意契約で物品の購入や役務の提供を受けることができることとの周知と発注の要請(5月 発注状況の調査) (2)福祉版アウトソーシングの取組み 健康政策部及び地域福祉部から市町村等への発注文書のコピーや封筒詰めなどの作業を障害者施設へ優先的に発注する(随時 発注)	5 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	5 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)官公庁発注状況について、集計中 (2)福祉版アウトソーシング 発注:1件					
2 四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (7月 新規派遣開始、基礎講座開催) (10月 工賃アップセミナー(施設職員)開催)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタントを導入することにより、工賃アップに対する職員、利用者の意識は醸成されるが、直ちに工賃アップの結果が出づらいため、商品開発アドバイザー事業等によるフォローなど、事業所が実践的に取組む支援策との組合せが必要 ◆10月 工賃アップセミナー(施設職員)開催 *県社協が8月に実施する「障害者就労支援従事者研修」とタイアップし、同じ講師(松崎三氏)によるフォローアップ研修の形をとり、研修の相乗効果を上げる					
	2 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆商品開発アドバイザーを派遣し、各事業所のニーズや課題に応じた組織づくりや商品開発などについて指導、助言を行い、工賃アップへの取組みを支援(1事業所4回まで)	2 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆目標(期間、売上等)を明確に持った事業所に対して支援を行う ◆販路開拓については、事業所間の連携、民間企業とのタイアップ等を構築することを念頭に置き、単独事業所で単一アイテムの販路開拓に陥らないようにフォローする必要がある					
	3 目標工賃達成助成事業						
	4 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない					
	5 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み(随時 各市町村等に対して発注の要請) (2)福祉版アウトソーシングの取組み(随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない					

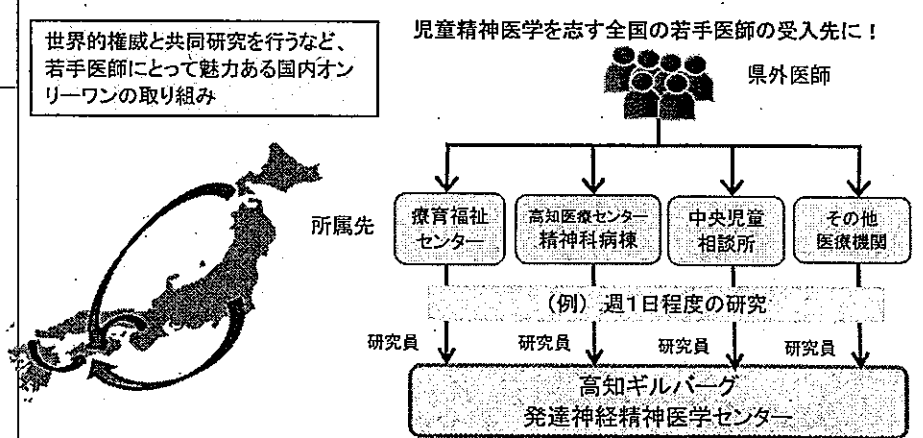


増減率	H19	H20	H21	H22	要因(21→22)
増加					
30%以上	4	4	5	8	売上増 利用日数増
20~30%	1	2	4	4	
10~20%	3	7	5	9	
10%以下	3	7	12	12	
減少					
30%以上	0	0	7	1	売上(受注量)減 利用日数、利用者数減
20~30%	1	0	3	2	
10~20%	2	2	1	2	
10%以下	1	8	2	9	
合計	15 (増11、減4)	30 (増20、減10)	39 (増26、減13)	47 (増33、減14)	

3四半期	1. 経営コンサルタント派遣事業 (委託先実施中)	1. 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタントを導入することにより、工賃アップに対する職員、利用者の意識は醸成されるが、直ちに工賃アップの結果が出づらいため、商品開発アドバイザー事業等によるフォローなど、事業所が実践的に取組む支援策との組合せが必要				
	2. 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆商品開発アドバイザーを派遣し、各事業所のニーズや課題に応じた組織づくりや商品開発などについて指導、助言を行い、工賃アップへの取組みを支援(1事業所4回まで)	2. 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆目標(期間、売上等)を明確に持った事業所に対して支援を行う ◆販路開拓については、事業所間の連携、民間企業とのタイアップ等を構築することを念頭に置き、単独事業所で単一アイテムの販路開拓に陥らないようにフォローする必要がある				
	3. 目標工賃達成助成事業					
	4. ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3. ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	5. 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み (随時 庁内及び各市町村に対して発注の要請) (2)福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4. 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
4四半期	1. 経営コンサルタント派遣事業 (3月 経営コンサルタント報告会、事業終了)	1. 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタントを導入することにより、工賃アップに対する職員、利用者の意識は醸成されるが、直ちに工賃アップの結果が出づらいため、商品開発アドバイザー事業等によるフォローなど、事業所が実践的に取組む支援策との組合せが必要				
	2. 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆商品開発アドバイザーを派遣し、各事業所のニーズや課題に応じた組織づくりや商品開発などについて指導、助言を行い、工賃アップへの取組みを支援(1事業所4回まで)	2. 商品開発アドバイザー派遣事業 ◆目標(期間、売上等)を明確に持った事業所に対して支援を行う ◆販路開拓については、事業所間の連携、民間企業とのタイアップ等を構築することを念頭に置き、単独事業所で単一アイテムの販路開拓に陥らないようにフォローする必要がある				
	4. ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (3月末 委託事業終了)	3. ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	5. 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み (各市町村に対して発注の要請) (2)福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4. 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				

重点取組の名称	発達障害の早期発見・早期療育の支援体制づくり	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	87～89	線表(課題整理シート) の掲載ページ	33
---------	------------------------	----------------------	-------	-----------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等		
	1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センターの設置の取組 ◆スウェーデン、ヨーテボリ大学との協定書の実を作成 ◆協定書をヨーテボリ大学に送付(6月中)	1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆協定書の内容、組織、予算案の検討	1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆協定書案の検討(ギルバーク教授との協議) ◆組織、予算案の検討			発達神経精神医学センター構想(平成24年度の設置を目標) 		
	2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆実施市町村:香美市、土佐市、いの町(月1回)高知市(週2回)	2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆乳幼児健診における要フォロー児の参加率の向上 ◆効率的な健診を行うための項目の見直し	2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆乳幼児健診における要フォロー児の参加率の向上 ◆保護者が受診できず専門機関につながらなかった場合の追跡調査	2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 開始月 1.6歳児健診 3歳児健診 合計 高知市:4月～ 5回 4回 9回 香美市:4月～ 1回 1回 2回 土佐市:4月～ 1回 1回 2回 いの町:4月～ 1回 1回 2回 1.6歳児健診 3歳児健診 合計(単位:人) 受診 要フォロー 受診 要フォロー 受診 要フォロー 高知市:344 49(14%) 249 35(14%) 593 54(14%) 香美市:29 8(28%) 19 5(26%) 48 13(27%) 土佐市:27 6(22%) 29 6(21%) 56 12(21%) いの町:22 6(27%) 25 5(20%) 47 11(23%)	◎効果 ◇児童精神科医、小児神経科医、小児科医、臨床心理士、教員などの協働システムを構築して、発達障害の早期発見・早期療育体制を確立 各圏域で、早期発見や専門的な療育が可能に 虐待など児童問題への幅広い対応 児童相談所や市町村との連携の強化			
	(2)親カウンセリングの実施 (内容:2次スクリーニングと保護者への支援) ◆実施市町村:香美市、土佐市(月1回)高知市、いの町(月2回) ◆保護者対象のワークショップの開催 保護者への伝え方や保護者の声の傾聴など、カウンセリング技法に関するワークショップ →香美市、高知市、土佐市、いの町と療育福祉センター発達支援部で実施(6月)	(2)親カウンセリングの実施 ◆乳幼児健診における要フォロー児の参加率の向上 ◆保護者が受診できず専門機関につながらなかった場合の追跡調査	(2)親カウンセリングの実施 実施 参加延べ人数 参加突人数 要フォロー児参加率 高知市 5 29 14 17% 香美市 1 1 1 8% 土佐市 2 21 8 67% いの町 4 13 7 64%					
	(3)市町ごとの定例会の開催 ◆要フォロー児の状態把握のための定例会 →香美市、土佐市、いの町で実施(6～7月)	(3)発達障害児の早期療育の取り組み ◆参加乳幼児の年齢の幅が大きくなった場合(1～4歳)の開催の仕方 →市町村保護師との役割分担等	3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆早期発見に取組む市町村の増加に向けた取り組み ◆安芸市、安芸福祉保健所との協議(検討状況の確認) ◆南国市、香南市との協議(検討状況の聞き取り)					
	(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆安芸市、安芸福祉保健所との協議(検討状況の確認) ◆南国市、香南市との協議(検討状況の聞き取り)	(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆事業開始に向けた県と市町村の連携の仕組みづくり	(5)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み 安芸福祉保健所との協議(5/19)					
3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 内容:障害児が受診できておらず受診や療育につながらないケースを対象に、遊びや個別活動を通じた療育を行う →中央東福祉保健所、中央西福祉保健所で実施(月2回)	3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆参加乳幼児の年齢の幅が大きくなった場合(1～4歳)の開催の仕方 →市町村保護師との役割分担等	3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆早期発見に取組む市町村の増加に向けた取り組み 安芸福祉保健所との協議(5/19)						
4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象にした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催準備	4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画のフォーマット普及のため、教育委員会と連携する必要	4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画に関する研修会(4/24) 療育福祉センター「える」の保育士や心理判定員を対象に個別支援計画の作成に関する研修会を開催						
5. 地域の療育機関への支援 ◆発達障害の療育支援に取り組む保育所へ定期的な支援 早期療育機関がない高知圏域、安芸圏域を中心に、療育福祉センターによる保育所への訪問支援 ◆新設の児童デイサービス事業所への技術的支援 療育福祉センターによる個別の技術支援	5. 地域の療育機関への支援	5. 地域の療育機関への支援						
6. 支援体制整備推進委員会等の開催 ◆個別支援計画ワーキング(4月) 個別支援計画の目的や様式の趣旨、記載例などを作成するなど、フォーマット普及のための工夫について検討 ◆就労支援ワーキング(5月) 県の産業構造(1次、1.5次産業)に応じた発達障害者の職業教育や雇用創出について検討	6. 支援体制整備推進委員会等の開催 ◆個別支援計画ワーキング(4/19) 「メインシートの書き方・使い方」 ・WHO(国際保健機関)のICF(国際生活機能分類、2001)の枠組みを用いたメインシート ・プラス面を伸ばす個別支援計画 ・参加者:児童デイ、高知市、香美市、香美市教委、山田小、県教委、療育、安芸福祉等 ◆就労支援ワーキング(5/17) ・就労の成功事例としてのモデルケース (1)一般企業(ビスタワークス軽由)のケース (2)ハビリテーリングセンターと近森のケース (3)療育福祉センターのケース ・雇用している企業の講演 日本理化学興業、沖縄教育出版等							



<p>2四半期</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆コーポレリア大学における協定書締結手続き ◆ギルバーク教授招聘準備(協定書署名、講演会等)</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆実施市町村:香美市、土佐市、いの町(月1回) 高知市(週2回)</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 (内容:2次スクリーニングと保護者への支援) ◆実施市町村:香美市、土佐市(月1回) 高知市、いの町(月2回)</p> <p>(3)市町ごとの定例会の開催 ◆要フォロー児の状態把握のための定例会 香美市、土佐市、いの町(6~7月)</p> <p>(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆須崎福祉保健所管内母子担当者会での説明(7月) ◆安芸市、南国市、香南市及び福祉保健所との協議 ◆発達障害啓発セミナー(9月) ◆乳幼児健診におけるチェックポイントについてDVDを用いた研修を再度実施(佐賀県 飯巻智子氏)</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 中央東福祉保健所、中央西福祉保健所で実施(月2回)</p> <p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象とした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催 ◆個別支援会議への助言者派遣</p> <p>5. 地域の療育機関への支援 ◆発達障害の療育支援に取り組む保育所へ定期的な支援 ◆新設の児童デイサービス事業所への技術的支援</p> <p>6. 支援体制整備推進委員会等の開催 ◆早期発見・早期療育ワーキング(7月) ◆要フォロー児の支援メニューを検討 ◆就労支援ワーキング(7月) ◆発達障害者支援体制推進委員会(8月)</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆医学センターにおける研究内容の検討 ◆研究員受け入れ体制検討</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆効率的な健診を行うための項目の見直し</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 ◆要フォロー児の参加率の向上</p> <p>(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆地域のニーズに合わせた事業の仕組みづくり</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆参加乳幼児の年齢の幅が大きくなった場合(1~4歳)の開催の仕方 ⇒市町村保健師との役割分担等</p> <p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画のフォーマット普及のため、教育委員会と連携する必要</p>				
<p>3四半期</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆ギルバーク教授招聘:11月中旬 ◆ギルバーク教授による協定書署名 講演会、診断、治療技術の直接指導の実施 ◆医学センター開設準備</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆実施市町村:香美市、土佐市、いの町(月1回) 高知市(週2回)</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 (内容:2次スクリーニングと保護者への支援) ◆実施市町村:香美市、土佐市(月1回) 高知市、いの町(月2回) ◆保健師対象のワークショップ 保護者への伝え方や保護者の声の傾聴など、カウンセリング技法に関するワークショップ(2回目:11月)</p> <p>(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆安芸市、南国市、香南市で取組開始 → 7市町に拡大</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 中央東福祉保健所、中央西福祉保健所で実施(月2回) ※新たに、安芸福祉保健所で実施 ◆ペアレントメンターの養成 高知県自閉症協会と協力して、養成講座の開催(12月)</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆組織、予算案の具体化 ◆研究員受け入れ準備 ◆医学センターにおける具体的な研究内容の決定</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆効率的な健診を行うための項目の見直し</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 ◆要フォロー児の参加率の向上</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆参加乳幼児の年齢の幅が大きくなった場合(1~4歳)の開催の仕方 ⇒市町村保健師との役割分担等</p>				

<p>3四半期</p>	<p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象にした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催 ◆個別支援会議への助言者派遣</p> <p>5. 地域の療育機関への支援 ◆発達障害の療育支援に取り組む保育所へ定期的な支援 ◆新設の児童デイサービス事業所への技術的支援</p> <p>6. 支援体制整備推進委員会等の開催 ◆早期発見・早期療育ワーキング(11月) ◆個別支援計画ワーキング(10月) ◆就労支援ワーキング(11月) ◆就労セミナー(第1回目:11月頃)</p>	<p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画のフォーマット普及のため、教育委員会と連携する必要。</p>				
<p>4四半期</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆医学センター開設準備 ◆県内医師のヨーロッパ大学への派遣</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆実施市町村:香美市、土佐市、いの町(月1回) 高知市(週2回) (新)安芸市、南国市、香南市</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 (2次スクリーニングと保護者への支援) ◆実施市町村:香美市、土佐市(月1回) 高知市、いの町(月2回) (新)安芸市、南国市、香南市</p> <p>(4)早期発見に取り組む市町村の増加に向けた取り組み ◆その他市町村への働きかけ</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 →中央福祉保健所、中央西福祉保健所で実施(月2回) ※新たに、安芸福祉保健所で実施</p> <p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象にした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催 ◆個別支援会議への助言者派遣</p> <p>5. 地域の療育機関への支援 ◆発達障害の療育支援に取り組む保育所へ定期的な支援 ◆新設の児童デイサービス事業所への技術的支援</p> <p>6. 支援体制整備推進委員会等の開催 ◆早期発見・早期療育ワーキング(2月) ◆個別支援計画ワーキング(1月) ◆就労支援ワーキング(2月) ◆就労セミナー(第2回目):志賀先生(2/5) ◆発達障害者支援体制整備推進委員会開催(3月)</p>	<p>1. 発達障害に関する専門医師の確保の取り組み (1)発達神経精神医学センター設置の取組 ◆研究員受け入れ手続き</p> <p>2. 発達障害児の早期発見の取り組み (1)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆効果的な健診を行うための項目の見直し</p> <p>(2)親カウンセリングの実施 ◆要フォロー児の参加率の向上</p> <p>3. 発達障害児の早期療育の取り組み ◆参加乳幼児の年齢の幅が大きくなった場合(1~4歳)の開催の仕方 →市町村保健師との役割分担等</p> <p>4. 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画のフォーマット普及のため、教育委員会と連携する必要</p>				

重点取組の名称	高知医療センター精神科病棟整備	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	90	線表(課題整理シート) の掲載ページ	34
---------	-----------------	----------------------	----	-----------------------	----

		計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
期	内容 記載方法等	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	
		記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期: 四半期毎 記載内容: 実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期: 四半期毎 記載内容: SWIthの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期: 四半期毎 記載内容: 実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期: 変更計画の策定後 記載内容: 変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1四半期		1 病棟建設・設備設備 ◆工期: H23.3.29～H24.2.28 ◆事業者、企業団、県(建築課、障害保健福祉課)による定例会(2回/月、内1回は総合定例会)の実施(4/27～) 2 医師確保 ◆3者会(医療センター、高知大学医学部、芸陽病院)による協議 3 看護師等スタッフ確保 ◆精神科病棟準備室設置(医療センター看護局)科長1名、専門看護師1名 ◆心理職等スタッフ採用計画 4 医療連携 ◆医療センター精神科病棟整備運営委員会設置 ◆精神科医療連携システム検討委員会設置準備 5 経費負担の協定、収支見直し ◆収支見直しについての協議 ・経理区分・医業収益・システム等	1 病棟建設・設備設備 ◆東日本大震災の影響による建築資材等の確保 →契約期限内での完成 2 医師確保 ◆精神科医師5名の確保 ・成人: 3名(専修医1名含む) ・児童・思春期: 2名 3 看護師等スタッフ確保 ◆精神科経験者の配置計画及び新規採用 ・精神科看護師28名 ◆心理職、精神保健福祉士の確保 ・児童福祉、教育機関と連携が図れる人材 4 医療連携 ◆医療センター内における精神科と他科との連携の仕組みづくり ◆県内の精神科医療機関、児童思春期精神科医療にかかわる関係機関との連携体制づくり 5 経費負担協定、収支見直し ◆経理区分の検討 ◆医療センターのシステム更新と合わせた精神科のシステム導入	1 病棟建設・設備設備 ◆事業者、企業団、県(建築課、障害保健福祉課)による定例会(2回/月、内1回は総合定例会)の実施 ・4/27(総合)・5/18・6/1(総合)・6/15 2 医師確保 ◆3者会(医療センター、高知大学医学部、芸陽病院)による協議4/22 3 看護師等スタッフ確保 ◆精神科病棟準備室設置(医療センター看護局)科長1名、専門看護師1名 4 医療連携 ◆医療センター精神科病棟整備運営委員会開催 ・第1回5/12・第2回5/27・第3回6/30 5 経費負担の協定、収支見直し ◆収支見直しについての協議 ・経理区分・医業収益・システム等			【医療センター精神科病棟整備運営委員会】 第1回 病棟が担う具体的な医療内容(成人) ・各診療科との連携、役割分担 第2回 病棟の医療内容(成人)と各診療科との連携 病棟が担う具体的な医療内容(児童思春期) 第3回 成人の連携案の確定 児童思春期の連携案の検討 病棟の運営方法について (経費、診療報酬の計上方法) 第4回 児童思春期の検討継続事項の連携運確定 他の医療機関等との連携について 収支予測	
2四半期		1 病棟建設・設備設備 ◆工期: H23.3.29～H24.2.28 ◆事業者、企業団、県(建築課、障害保健福祉課)による定例会(2回/月、内1回は総合定例会)の実施 2 医師確保 ◆3者会(医療センター、高知大学医学部、芸陽病院)による協議 3 看護師等スタッフ確保 ◆研修派遣(岡山県精神科医療センター) 4 医療連携 ◆精神科医療連携システム検討委員会立ち上げ ・成人7月～(児童思春期8月～(月1回開催)) ◆精神科病棟運営検討委員会中間とりまとめ(9月) 5 経費負担の協定、収支見直し ◆収支見直しについての協議 ・経理区分・医業収益・システム等						
3四半期		1 病棟建設・設備設備 ◆工期: H23.3.29～H24.2.28 ◆事業者、企業団、県(建築課、障害保健福祉課)による定例会(2回/月、内1回は総合定例会)の実施 2 医師確保 ◆3者会(医療センター、高知大学医学部、芸陽病院)による協議 3 看護師等スタッフ確保 ◆研修派遣(岡山県精神科医療センター) ◆精神科病棟準備室(医療センター看護局)科長1名、専門看護師1名+副科長着任 4 医療連携 ◆精神科医療連携システム検討委員会 ・成人、児童思春期 ◆精神科病棟運営検討委員会中間とりまとめ(9月) 5 経費負担の協定、収支見直し ◆収支見直し確定→H24当初予算(負担金計上)						
4四半期		1 病棟建設・設備設備 ◆竣工: H24.2.28 ◆医療機器、備品等の搬入 2 医師確保 ◆3者会(医療センター、高知大学医学部、芸陽病院)による協議 3 看護師等スタッフ確保 ◆看護師等トレーニング(病棟・外来) 4 医療連携 ◆精神科医療連携システム検討委員会とりまとめ ・成人、児童思春期合同開催(H24.1月) ・関係機関、県民への周知 5 経費負担の協定、収支見直し ◆H24当初予算確定 ◆協定締結						

重点取組の名称	児童虐待への対応	日本の健康長寿県構想 掲載ページ	92,93	線表(課題整理シート) の掲載ページ	38~41
---------	----------	---------------------	-------	-----------------------	-------

その1

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
	内容	実施上の課題等			実施後の分析、検証	変更計画
1 四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>1 児童相談所の強化 ◆警察官OBの配置 ◆外部専門家の招へい ◆機能強化アドバイザー(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 3日間/回×4回 ◆心理職員に対するスーパーバイザー 3h/回×1回 ◆弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てに関する法的手続きを弁護士へ委託 ◆法的問題に対応するために、児童虐待対応専門家の委嘱(通年)→弁護士2名 ◆児童虐待対応専門家(精神科医師1名)の委嘱(通年) ◆児童相談システム仕様書作成 ◆新任職員研修(4月・6月) ◆施設と児相の心理職員学習会 ◆DVD研修や関係機関の職員を講師に招いての所内研修の実施</p> <p>2 市町村の体制強化等 ◆児童虐待対応の体制強化や人材養成、虐待防止のための広報啓発等への支援(安心子ども基金) ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 ◆市町村児童家庭相談担当職員新任研修(前期)(6月) ◆児童虐待予防モデル事業(あまふ憲法)の委託契約 ◆施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行依頼して実施</p>	<p>◆スーパーバイザーできる職員の育成 ◆関係機関との信頼関係の構築と連携の強化</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>1 児童相談所の強化 ◆警察官OBの配置:2名(保護者等への虐待告知や、権限による一時保護など)同行 ◆外部専門家の招へい ◆機能強化アドバイザー(元大阪府中央子ども家庭センター所長 赤井兼太)5/11~5/13、5/25~5/27、6/20~6/22、6/27~6/29 ◆心理職員に対するスーパーバイザー 6/14 ◆弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てに関する法的手続きを弁護士へ委託 清瀬悦子弁護士 ◆法的問題に対応するために、児童虐待対応専門家の委嘱(通年)→清瀬悦子弁護士、岩城正光弁護士(NPO法人子どもの虐待ネットワークあいち理事長) ◆児童虐待対応専門家(精神科医師:1名)の委嘱(通年) 高知大学医学部付属病院 精神科 吉岡知子医師 ◆児童相談システム仕様書作成 ◆新任職員研修(4月:4日間) 延べ 65名 (実人員:中央 11名 非常勤職員含む) ◆施設と児相の心理職員学習会 5月18日、6月15日</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p> <p>虐待通告を受けて、48時間以内の安全確認の実施等、児童虐待対応実施手順に沿った迅速・適切な対応ができた。</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>
2 四半期	<p>1 児童相談所の強化 ◆外部専門家の招へい ◆機能強化アドバイザー(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 3日間/回×6回 ◆心理職員に対するスーパーバイザー 3h/回×1回 ◆児童相談システム開発委託契約 ◆警察との連絡協議会 ◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ◆新任職員研修(希望が丘学園体験研修・施設宿泊研修) ◆施設と児相の心理職員学習会 ◆DVD研修や関係機関の職員を講師に招いての所内研修の実施</p> <p>2 市町村の体制強化等 ◆市町村児童家庭相談担当職員新任研修(前期)(7月) ◆児童虐待関係職員研修会(6月:2日間) ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 ◆施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を支援を推進していくため市町村職員も同行のうえサポートケアを実施 ◆地域支援者会員の関係機関の拡充への支援</p>		<p>◆子どもの権利についての相談ハガキ 5件 施設訪問等により対応済み</p>			
3 四半期	<p>1 児童相談所の強化 ◆外部専門家の招へい ◆機能強化アドバイザー(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 3日間/回×5回 ◆心理職員に対するスーパーバイザー 3h/回×1回 ◆児童相談システムプログラム開発 ◆CSP(コミュニケーション・トレーニング)トレーナー研修の実施 ◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ◆施設と児相の心理職員学習会 ◆DVD研修や関係機関の職員を講師に招いての所内研修の実施</p> <p>2 市町村の体制強化等 ◆市町村児童家庭相談担当職員(後期)研修 ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 ◆児童福祉法任用資格取得研修会 ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議(仮称)の立ち上げ支援 ◆コーディネーター育成研修の実施</p>					
4 四半期	<p>1 児童相談所の強化 ◆外部専門家の招へい ◆機能強化アドバイザー(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 3日間/回×5回 ◆心理職員に対するスーパーバイザー 3h/回×1回 ◆児童相談システムプログラム試験稼働・データ移行 ◆施設と児相の心理職員学習会 ◆DVD研修や関係機関の職員を講師に招いての所内研修の実施</p> <p>2 市町村の体制強化等 ◆市町村児童家庭相談担当職員(後期)研修 ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 ◆施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行依頼して実施</p>					

	H18	H19	H20	H21	H22
受付件数	242	279	302	270	312
対応件数	146	158	184	155	142
18歳未満人口	124,531	122,022	119,878	117,989	116,239
全国の対応件数	37,323	40,639	42,664	44,211	—

※18歳未満人口:住民基本台帳人口(毎年9月末)

取り組み	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度~
組織体制の強化	中央児相 30名~34名 幅多児相 6名~7名	43名に拡充 (虐待対応チーム設置) 7名~11名	虐待対応チーム拡充 (7名~11名)	中・長期的視点に立った人材育成	四万十町の管轄 中央一機多
組織運営の強化	外部専門家の招へい (10回)	機能強化アドバイザー (20回)	機能強化アドバイザー (20回)	機能強化アドバイザー (20回予定)	児童心理司へのスーパーバイザー (4回)
職員の専門性の確保	弁護士による体制強化 (7回)	機能強化研修 (1名)	サポート体制 (2名)	法的対応代行 (1件)	ケースの進行管理 事務の簡素化
	児童相談システム				システム導入 システム稼働
	県外先進地への派遣研修	2名	3名	2名	3名予定
	児童相談所研修体系に基づく各種研修会参加	児童相談所研修体系に基づく各種研修会への参加 CSPトレーナー研修など、必要に応じた研修への参加等も			

市町村への支援等	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
児童家庭相談体制の強化	市町村児童家庭相談対応マニュアル 作成・配付・説明会	マニュアルの活用			
	虐待評価シート(アセスメントシート)	虐待評価シートの活用(県と併しシートE使用するよう意識統一)	H22年2月研修	虐待評価シートを活用した見立て・対応	
要保護児童対策地域協議会	職員研修	切任者初期・後期研修の実施		中堅職員研修の実施	拡充
	設置・運営	設置への支援	教育現場等との連携強化(定期的な情報提供の実施)	ケースの見立て・効果的な運営への支援	
	連絡会議			立ち上げ支援	運営支援
	地域支援者会議			コーディネーター育成研修	
児童虐待予防等への取り組み	テレビ等による啓発	テレビ・ラジオによる啓発 (虐待防止の意識啓発と、虐待が疑われる場合に通告することについての意識醸成)			
	啓発活動	高知オレンジリボンキャンペーン	33市町村後援	全市町村後援	カラ・電車広告 など
	児童虐待予防モデル事業				幅多地域で実施 幅多地域以外で実施
	サポートケア	市町村・児相・施設職員が児童の自立支援等の協議を行う			原則 年3回/入所児童
	児童家庭支援センター	1箇所~3箇所			3箇所~4箇所

重点取組の名称	児童福祉施設の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	94	線表(課題整理シート) の掲載ページ	38
---------	-----------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																					
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																				
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	<p>白蓮家 耐震化 265,875千円 次世代 11,485千円 工事着工:23.2.25</p> <p>子供の家 402,675千円 工事着工:23.3.25</p> <p>南海少年寮 移転改築等協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災に伴う建築資材不足等により、耐震化整備工事の遅延が懸念 ◆東日本大震災での津波による被害を教訓に、建て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築の再検討の必要性 ◆社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア形態の小規模化の推進 ◆ケア形態の小規模化を図るためには、施設職員の専門性の向上と加配のほかハード面の充実が必要 ◆虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、施設に入所している子ども及びその家族への支援の質を確保するために、その担い手である施設職員の専門性の向上と、計画的な育成体制の整備が必要 	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWI1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																																				
2四半期	本館竣工8月 旧館解体 グループホーム建設						<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>施設名</th> <th>経営法人</th> <th>定員</th> <th>改築等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>高知聖園ベビーホーム</td> <td>(福)みその児童福祉会</td> <td>35</td> <td>未定(耐震改修済)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">児童養護施設</td> <td>博愛園</td> <td>(福)高知慈善協会</td> <td>50</td> <td>H15改築済み</td> </tr> <tr> <td>愛仁園</td> <td>"</td> <td>70</td> <td>H20改築済み</td> </tr> <tr> <td>若草園</td> <td>(福)栄光会</td> <td>50</td> <td>H20改築済み</td> </tr> <tr> <td>高知聖園天使園</td> <td>(福)みその児童福祉会</td> <td>75</td> <td>未定(耐震改修済)</td> </tr> <tr> <td>愛童園</td> <td>(福)高知県福祉事業財団</td> <td>30</td> <td>H22改築済み</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>珠光寮</td> <td>(福)同朋会</td> <td>30</td> <td>H18新築</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設名	経営法人	定員	改築等の状況	乳児院	高知聖園ベビーホーム	(福)みその児童福祉会	35	未定(耐震改修済)	児童養護施設	博愛園	(福)高知慈善協会	50	H15改築済み	愛仁園	"	70	H20改築済み	若草園	(福)栄光会	50	H20改築済み	高知聖園天使園	(福)みその児童福祉会	75	未定(耐震改修済)	愛童園	(福)高知県福祉事業財団	30	H22改築済み	児童自立支援施設	珠光寮	(福)同朋会	30	H18新築
施設種別	施設名	経営法人	定員	改築等の状況																																							
乳児院	高知聖園ベビーホーム	(福)みその児童福祉会	35	未定(耐震改修済)																																							
児童養護施設	博愛園	(福)高知慈善協会	50	H15改築済み																																							
	愛仁園	"	70	H20改築済み																																							
	若草園	(福)栄光会	50	H20改築済み																																							
	高知聖園天使園	(福)みその児童福祉会	75	未定(耐震改修済)																																							
	愛童園	(福)高知県福祉事業財団	30	H22改築済み																																							
児童自立支援施設	珠光寮	(福)同朋会	30	H18新築																																							
3四半期	グループホーム 完成予定 11月	本館 完成予定 11月 旧館解体																																									
4四半期		24年3月 完成予定																																									

重点取組の名称	青少年対策の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	95	線表(課題整理シート) の掲載ページ	43
---------	----------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画の策定 企画会議で策定趣旨説 県の施策について、関係	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する ○児童虐待、いじめ、有害環境の氾濫など、青少年をめぐる環境の悪化 ○エートや引きこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など青少年の抱える問題の深刻化 ○少年の非行率はワースト上位で推移 ◆多様化している青少年の問題を、各種施策の連携等により総合的に支援することが必要	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SW1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
2四半期		← 児童福祉審議会開催 各課の内容集約					
3四半期		← 児童福祉審議会開催 県計画案の作成 関係各課との最終調整 パブリックコメント					
4四半期		← 青少年問題協議会開催 青少年対策推進本部 県計画策定					

重点取組の名称	少子化対策の県民運動の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	96	線表(課題整理シート) の掲載ページ	45
---------	---------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	(1)子育て応援キャンペーンの実施 ・プロポーザルによる契約業者の選定	◆県民会議の構成団体を巻き込んでいくしかけ	(1) ・契約に向けて手続き中 ・県民会議子育て応援部会での検討				
	(2)子育て応援番組の制作放送 ・プロポーザルによる契約業者の選定 ・番組内容の検討、関係団体との調整 ・番組の制作放送	◆番組内容に関する情報収集 ◆関係団体等との調整	(2) ・契約(4/15) 毎週月曜(年末年始除く) 全46回 (林)高知放送 21:54~22:00(正味3分30秒) ・番組の制作放送 5月2日~6月27日 9回 ・庁内関係課からの情報提供、関係団体との調整				
	(3)子育て応援フォーラムの開催 ・プロポーザルによる契約業者の選定	◆県民会議の構成団体の主体的な参画	(3) ・契約に向けて手続き中 ・県民会議子育て応援部会での検討				
	(4)子育て応援の店の推進 ・応援の店紹介冊子の配布・事業PR ・協賛事業所の拡大	◆協賛事業所を拡大する具体的な方策	(4) ・子育て応援の店紹介冊子の配布 約14,000部 市町村、地域子育て支援センター、量販店等		・協賛事業所の拡大への働きかけができていない		
	(5)子育て応援情報紙の発行 ・プロポーザルによる契約業者の選定		(5) ・契約(5/19) 定期号2回、特集号2回				
(6)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 *働きながら子育てしやすい環境づくりに記載							
2 四半期	(1)子育て応援キャンペーン ・県民会議の構成団体への具体的な行動の働きかけ ・県民参加事業(作品募集)の募集開始	◆県民会議の構成団体を巻き込んでいくしかけ					
	(2)子育て応援番組制作放送 ・番組内容の検討、関係団体等との調整 ・番組の制作放送	◆番組内容に関する情報収集 ◆関係団体等との調整					
	(3)子育て応援フォーラムの開催 ・参画する団体との内容調整 ・事業PR	◆県民会議の構成団体の主体的な参画					
	(4)子育て応援の店の推進 ・3期目に向けて協賛事業所への更新作業 ・仕組み等の見直し ・協賛事業所の拡大	◆協賛事業所を拡大する具体的な方策					
	(5)子育て応援情報紙の発行 ・定期号の発行 7月						
	(6)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 *働きながら子育てしやすい環境づくりに記載						
3 四半期	(1)子育て応援キャンペーン ・県民会議の構成団体を中心に、加盟団体等の参画など ・県民運動としての広がりにつなげるよう働きかけ	◆県民会議の構成団体を巻き込んでいくしかけ					
	(2)子育て応援番組制作放送 ・番組内容の検討、関係団体等との調整 ・番組制作放送	◆番組内容に関する情報収集 ◆関係団体等との調整					
	(3)子育て応援フォーラムの開催 ・10/23 イオンモール高知で開催	◆県民会議の構成団体の主体的な参画					
	(4)子育て応援の店の推進 ・10/1~ 第3期スタート	◆協賛事業所を拡大する具体的な方策					
	(5)子育て応援情報紙の発行 ・親子のふれあい特集号の発行 10月 ・定期号の発行 12月						
	(6)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 *働きながら子育てしやすい環境づくりに記載						
4 四半期	(1)子育て応援キャンペーン ・県民会議の構成団体と連携し推進	◆次年度に向けた検討					
	(2)子育て応援番組制作放送 ・番組内容の検討、関係団体等との調整 ・番組の制作放送	◆番組内容に関する情報収集 ◆関係団体等との調整					
	(3)子育て応援フォーラムの開催 ・終了						
	(4)子育て応援の店の推進 ・応援の店紹介冊子の作成・配布 ・協賛事業所の拡大	◆協賛事業所を拡大する具体的な方策					
	(5)子育て応援情報紙の発行 ・健康特集号の発行 3月						
	(6)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 *働きながら子育てしやすい環境づくりに記載						

重点取組の名称 働きながら子育てしやすい環境づくり	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	97	線表(課題整理シート) の掲載ページ	46
------------------------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題		
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWI1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等			
	1 保育サービスや子育て支援の充実 (1)県単独補助金によるきめ細やかな保育サービス等への支援 ①保育サービス等推進総合補助金 ②認可外保育施設支援事業費補助金 ・4月1日適用分交付決定、以降は随時受付		(1)交付決定 4月 ①認可保育所 23市町村 49,796千円 (内訳)乳児保育 13市町村 43か所 10,672千円 障害児保育 15市町村 55か所 20,073千円 家庭支援 9市町 23か所 16,904千円 その他 12市町 17か所 2,147千円 ②認可外保育施設 低年齢児保育 6市 6,234千円 休日保育、延長保育等 2市 235千円						
	(2)地域資源を活用した地域の子育て支援の充実 ①あったかられあいセンターの整備 ・子供の預かりや相談など地域のニーズにきめ細やかに 対応するためのスキルアップを目的とした人材育成研修 の準備や情報提供	◆乳幼児の一時預かりや、育児相談、訪問活動 など、子育てに関する様々な支援についての 専門性の向上	(2) ①人材育成研修の準備、情報提供						
	②こうちファミリーサポートセンター(高知市委託事業)の活用 ・会員拡大に向けた広報等の支援:課HP掲載	◆こうちファミリーサポートセンター(高知市)の 拡充・広域化	②こうちファミリーサポートセンターの会員数:1,047人 (H23.4月末現在) ・会員拡大に向けた広報等の支援:課HP掲載(年間)						
	(3)保育サービス・子育て支援の充実に向けた検討 ①保護者のニーズを直接把握する方法の検討 ②保育所等を利用する保護者への直接聴取(アンケート・意見交換) ・保育所及びこうちファミリーサポートセンター利用者へのアンケート ・就学前の児童を持つ保護者との意見交換(企業・県職員) ・子育て支援センター利用者からの聴き取り など ③子ども・子育て新システム基本制度WTでの意見陳述	◆中核市である高知市との協議・連携	(3) ①ニーズを見極める方法の検討 5月 ②・就学前の児童を持つ保護者との意見交換 企業:協力依頼及び実施6月、県職員:5/27実施6名 ・子育て支援センター利用者からの聴き取り 5/26子育て支援センター研修会で依頼 6月6日所 ③子ども・子育て新システム基本制度WT 5/18、31	③ ②アンケートや意見交換による保育利用者の現状把握と ニーズの洗い出し ・延長・休日保育、病児保育、広域保育 など					
	2 放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実 (1)放課後子どもプランの推進 ①H22実績報告、H23交付決定、実施状況調査 ②未実施校(12校)及び市町村教委の訪問 ③指導員研修(安全)実施 6月		(1) ①H23実施予定箇所 児童クラブ・子ども教室 163カ所(実施校率83%) 放課後学習室 41カ所(実施校率41%) 実施状況調査(国) 5月/防災対策状況調査(県) 5月 ②未実施校(12校)の学校及び市町村教委訪問 ③6/20東部、6/23西部、6/24中央での実施とその広報	(1) ①調査による現状把握と質の向上のための課題の洗い 出し ・防災・開催日数・指導者・環境・学校との連携 など ②地域の実情把握、他事業の整理、市町村支援 ③実施主体への啓発と、具体的な取り組み(緊急連絡 網、防災マップ、連絡票等の作成)が進む。					
3 職場環境づくりの充実 (1)次世代育成支援事業(社会保険労務士会に委託) ①認証企業の普及啓発:年間400社の企業訪問 ②ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業:6月中にパンフ レット10,000部の作成		(1)5/16 社労士2名配置、5/25 事務補助1名配置 ①企業選定 ②パンフレットの内容の検討							
(2)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 ①補助金交付要綱及びチラシの作成 ②広報(企業等への訪問とチラシ配布、HP等)	◆補助金の周知・広報	(2) ①補助金交付要綱4/7施行、チラシ作成3,200枚 ②・少子化対策推進県民会議メンバーへの協力依頼 5月～6月 ・高知機械工業団地会員企業へのチラシ配布5/27							
2 四半期	1 保育サービスや子育て支援の充実 (1)県単独補助金によるきめ細やかな保育サービス等への支援 ・補助金の随時受付、交付決定								
	(2)地域資源を活用した地域の子育て支援の充実 ①あったかられあいセンターの整備 ・地域福祉コーディネーター研修:8、9月	◆乳幼児の一時預かりや、育児相談、訪問活 動など、子育てに関する様々な支援についての 専門性の向上							
	②こうちファミリーサポートセンター(高知市委託事業)の活用 ・会員拡大に向けた広報等の支援:ワーク・ライフ・バランス のパンフレットへの掲載	◆こうちファミリーサポートセンター(高知市)の 拡充・広域化							
	(3)保育サービス・子育て支援の充実に向けた検討 ①保育所等を利用する保護者への直接聴取(アンケート・意見交換) ・保育所及びこうちファミリーサポートセンター利用者へのアンケート ②アンケート及び意見交換等の結果のとりまとめ ⇒県独自の保育、子育て支援の仕組みの検討 ③子ども・子育て新システム基本制度WTでの意見陳述	◆中核市である高知市との協議・連携							
	2 放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実 (1)放課後子どもプランの推進 ①推進委員会 7月 ②設置運営基準の徹底								
	3 職場環境づくりの充実 (1)次世代育成支援事業 ①認証企業の普及啓発:年間400社の企業訪問 ②ワーク・ライフ・バランス推進事業:企業向けセミナー及び オンデマンド型の小規模セミナーの開催準備 ③ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業:小規模事業所 年間2,000社訪問、関係団体等への啓発								
(2)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 ①広報(企業等への訪問、チラシ配布、HP等) ②ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業に合わせた小規模 事業所2,000社へのPR ③・第1回募集締切:7/29 審査会を経て事業採択 ・第2回募集締切:9/30 ⇒実施 ⇒実績報告	◆補助金の周知・広報								

3四半期	1 保育サービスや子育て支援の充実 (1)県単独補助金によるきめ細やかな保育サービス等への支援 ・補助金の随時受付、交付決定				
	(2)地域資源を活用した地域の子育て支援の充実 ①あつたかふれあいセンターの整備 ・子供の預かりや相談など地域のニーズにきめ細やかに対応するためのスキルアップを目的とした人材育成や情報提供	◆乳幼児の一時預かりや、育児相談、訪問活動など、子育てに関する様々な支援についての専門性の向上			
	②こうちファミリーサポートセンター(高知市委託事業)の活用 ・会員拡大に向けた広報等の支援「労政こうち」への掲載	◆こうちファミリーサポートセンター(高知市)の拡充・広域化			
	(3)保育サービス・子育て支援の充実に向けた検討 ・県独自の保育、子育て支援の仕組みの具体化 ⇒ H24年度予算 など	◆中核市である高知市との協議・連携			
2 放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実 (1)放課後子どもプランの推進 ①推進委員会、指導者研修(学習支援・障害) 10月 ②設置運営基準の徹底					
3 職場環境づくりの充実 (1)次世代育成支援事業 ①認証企業の普及啓発:年間400社の企業訪問 ②ワーク・ライフ・バランス推進事業:企業向けセミナー(3回)、オンデマンド型の小規模セミナー(3回)の開催 ③ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業:小規模事業所 年間2,000社訪問、関係団体等への啓発					
(2)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金 ①広報(企業等への訪問、チラシ配布、HP等) ②ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業に合わせた小規模事業所2,000社へのPR ③第3回募集締切:11/30 ⇒審査会を経て事業採択 ⇒実施 ⇒実績報告	◆補助金の周知・広報				
4四半期	1 保育サービスや子育て支援の充実 (1)県単独補助金によるきめ細やかな保育サービス等への支援 ・補助金の随時受付、交付決定				
	(2)地域資源を活用した地域の子育て支援の充実 ①あつたかふれあいセンターの整備 ・子供の預かりや相談など地域のニーズにきめ細やかに対応するためのスキルアップを目的とした人材育成や情報提供	◆乳幼児の一時預かりや、育児相談、訪問活動など、子育てに関する様々な支援についての専門性の向上			
	②こうちファミリーサポートセンター(高知市委託事業)の活用 ・会員拡大に向けた広報等の支援:さんSUN高知への掲載	◆こうちファミリーサポートセンター(高知市)の拡充・広域化			
	(3)保育サービス・子育て支援の充実に向けた検討 ・県独自の保育、子育て支援の仕組みの具体化 ⇒ H24年度予算 など	◆中核市である高知市との協議・連携			
2 放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実 (1)放課後子どもプランの推進 ①推進委員会、担当者会、研修会 ②H23実績報告、H24計画 児童クラブ・子ども教室:175カ所(実施校率90%) 放課後学習室:41カ所(実施校率45%)					
3 職場環境づくりの充実 (1)世代育成支援事業 ①認証企業の普及啓発:年間400社の企業訪問 ②ワーク・ライフ・バランス周知・啓発事業:小規模事業所 年間2,000社訪問、関係団体等への啓発					
(2)子育てしやすい職場環境づくり推進事業費補助金					

重点取組の名称	独身者の出会いのきっかけづくり	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	98	総表(課題整理シート) の掲載ページ	46
---------	-----------------	----------------------	----	-----------------------	----

その1

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1 四半期	(1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・要綱制定 ・事業募集・審査	◆企画募集のPR	(1) ・企画募集(4/22～6/1) ・応募件数 13件			出会いのきっかけ応援事業費補助金 	
	(2) 出会い応援団の推進 ・事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 ・イベント開催に向けた調整 ・出会い応援団活動推進事業費補助金のPR	◆イベントの開催増に向けた働きかけ	(2) ・応援団体に補助事業の周知及びイベント開催への働きかけ ・高知県少子化対策推進県民会議(4/22)において、関係団体等へ会員団体・応援団体への登録を呼びかけることを確認 ・応援団イベント 1回(4月)	・応援団のイベント数が伸びない			
	(3) 出会いのきっかけ交流会の開催 ・プロポーザルによる契約業者の選定		(3) ・契約に向けて手続き中 * 契約見込み 8回、延べ808人	H22人口動態統計(H23.6 概数) ○出生数 5,518人 H21より+103人 ○合計特殊出生率 1.32(全国36位) H21より+0.03ポイント ○平均初婚年齢 男性 30.3歳(全国15位) (参考H21: 30.2歳) 女性 28.7歳(全国10位) (参考H21: 28.5歳)			
	(4) 婚活サポーターの活動の促進 ・婚活アドバイザーの委嘱 ・婚活サポーターの活動促進への支援(広報、交流会等)	◆婚活サポーターの活動状況の把握 ◆県内各団体への広報等の協力要請	(4) ・婚活アドバイザーの委嘱(5/31付) ・サポーター通信(vol.3)の発行 5月 ・サポーター数52名(H23.6月末) ・活動状況(H23.3月末) 相談件数199 引き合わせ36 交際7 ・交流会 6/21四万十市 6/22高知市 6/24安芸市				
2 四半期	(1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・交付決定 ・事業の実施	◆補助事業者への支援(補助事業の広報等)				出会い応援団の推進 	
	(2) 出会い応援団の推進 ・事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 ・イベント開催に向けた働きかけ	◆イベントの開催増に向けた働きかけ ◆効果的なPR					
	(3) 出会いのきっかけ交流会の実施 ・交流会の開催に向けた委託業者との調整等 ・交流会の参加者募集						
	(4) 婚活サポーターの活動の促進 ・養成講座の開催に向けた広報、団体等への協力要請 ・新たな婚活サポーターの登録 ・婚活サポーターの活動促進への支援(広報、交流会等)	◆婚活サポーターの活動状況の把握 ◆県内各団体への広報等の協力要請 ◆養成講座の参加者の確保 ◆養成講座受講者への婚活サポーター登録の促進					
3 四半期	(1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・事業実施	◆補助事業者への支援(補助事業の広報等)				出会いのきっかけ交流会の開催 	
	(2) 出会い応援団の推進 ・事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 ・イベント開催に向けた調整	◆イベントの開催増に向けた働きかけ ◆効果的なPR					
	(3) 出会いのきっかけ交流会の実施 ・交流会の開催に向けた委託業者との調整等 ・交流会の参加者募集						
	(4) 婚活サポーターの活動の促進 ・婚活サポーターの活動支援(広報、交流会等)	◆婚活サポーターの活動状況の把握 ◆県内各団体への広報等の協力要請 ◆養成講座受講者への婚活サポーター登録の促進					
4 四半期	(1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・事業実績報告 ・補助事業者交流会					婚活サポーターの活動の促進 	
	(2) 出会い応援団の推進 ・事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 ・イベントの開催増に向けた働きかけ	◆イベントの開催増に向けた働きかけ ◆効果的なPR					
	(3) 出会いのきっかけ交流会の実施 ・交流会の開催に向けた委託業者との調整等 ・交流会の参加者募集 ・実績報告						
	(4) 婚活サポーターの活動の促進 ・婚活サポーターの活動促進への支援(広報、交流会等)	◆婚活サポーターの活動状況の把握 ◆県内各団体への広報等の協力要請					

